

【表紙】  
【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 8 月23日

【発行者名】 新生インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 善雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号

【事務連絡者氏名】 伊藤 真澄

【電話番号】 03-6880-6400

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託  
受益証券に係るファンドの名称】 エマージング・カレンシー・債券ファン  
ド  
（ 1 年決算型）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託  
受益証券の金額】 継続募集額 上限5,000億円とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

午後3時まで、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

・基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-6880-6448

受付時間 営業日の9時～17時

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または（4）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コースでお申込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または（4）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成24年8月24日から平成25年8月22日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所である「販売会社」については（4）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、（4）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

## お申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引後、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

「自動けいぞく投資コース」による再投資の際には手数料はかかりません。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ルクセンブルグの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所 等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます（以下同じ。）。

日本以外の地域における発行は行いません。

## 振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## （参考）

### 投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

###### ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属します。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下の通りです。

##### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産
		( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表 (網掛け表示部分) の定義 >

- 追加型 ・ ・ 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の  
信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 海外 ・ ・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資  
収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをい  
います。
- 債券 ・ ・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資  
収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含、日本)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券	年6回 (隔月)	欧州		( )
	年12回	アジア		

クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))	その他 ( )	アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券（一般））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

- その他資産
- ・ 目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）、実質的に主として債券一般（公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。）に投資する旨の記載があるものをいいます。
- 年1回
- ・ 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- エマージング
- ・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（複数の新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ファンド・オブ・ファンズ
- ・ 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 為替ヘッジなし
- ・ 目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

### 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

### ファンドの特色

1

外国投資法人（「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド ベースクラス」投資証券）（以下、「投資先ファンド」といいます。）を通じて、主に現地通貨建てのエマージング債券に投資し、中長期的な投資信託財産の成長をめざします。

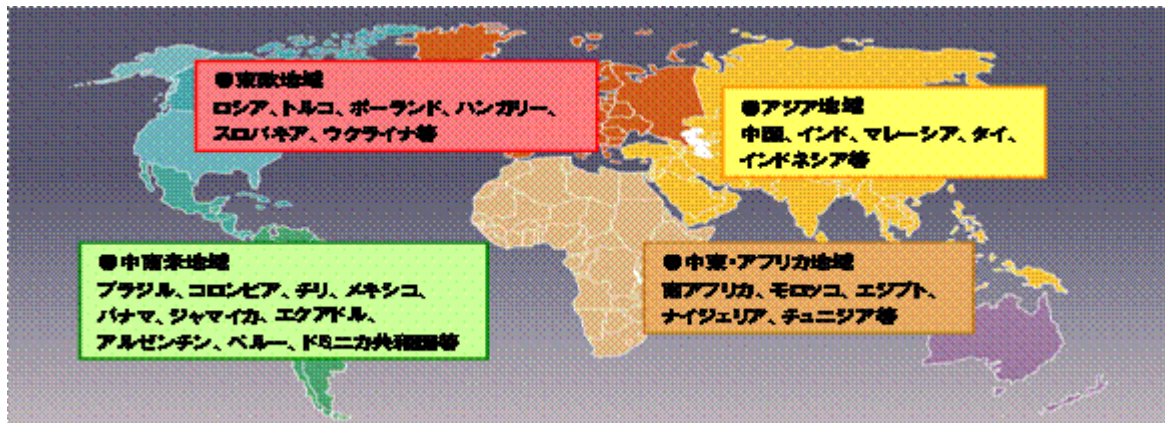
### < 現地通貨建てエマージング債券とは >

エマージング諸国の自国通貨建て（現地通貨建て）債券をいいます。

### < エマージング諸国とは >

一般的に経済発展の途上にあり、既に成熟した先進国並みの経済をめざす成長段階に位置している国および地域を指します。

#### < 主なエマージング諸国の例 >



上図は、一般的なエマージング諸国を例示したものであり、「投資先ファンド」は、上記のエマージング諸国に投資するとは限りません。また、上記以外のエマージング諸国に投資を行う場合があります。

エマージング債券は一般的に先進国の債券と比較してカントリーリスクが高い反面、相対的に高い利回りが期待できます。「投資先ファンド」がベンチマークとする「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド」（米ドル建て：為替ヘッジなし）の利回りは、世界主要国の国債の利回りと比較すると相対的に高めです。

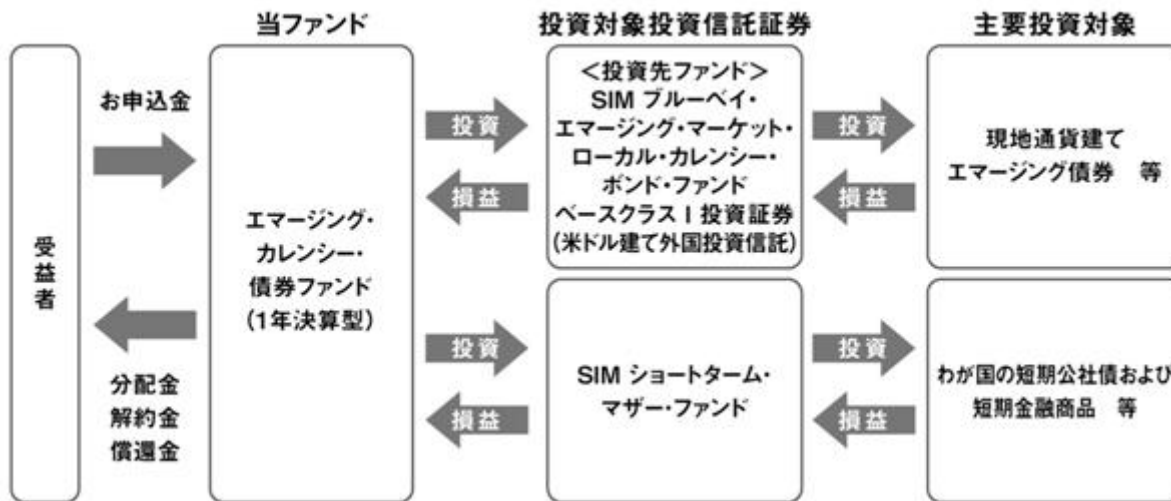
### < エマージング諸国の投資リスクについて >

当ファンドが投資する投資信託証券の投資対象国であるエマージング諸国は、先進国と比較し、一般的に情報の開示などの基準が異なる場合があります。投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。また、政治・経済情勢などの安定性の欠如による、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖、もしくは、流動性の極端な減少等）も想定されます。その他、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には金融商品市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。

当ファンドのリスクの詳細に関しましては、「3 投資リスク、（1）ファンドのリスクと留意点」をご参照ください。

## 2

主として外国投資法人の投資証券に投資し、一部国内証券投資信託（親投資信託）の受益証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。



### 投資先ファンドの特色

- ・ 主に現地通貨建てのエマージング債券（国債、政府機関債、社債等）に投資を行い、ファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- ・ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド（米ドル建て：為替ヘッジなし）をベンチマークとし、これを上回るリターンをめざします。
- ・ 運用は、ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピー（以下「ブルーベイ社」といいます。）が行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、投資先ファンドの組入比率を高位とすることを基本とします。

当ファンドは外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、投資先ファンドでは為替取引を機動的に行います。

（例）現地通貨を米ドルやユーロなどの先進国通貨に対して為替ヘッジを行います。

「SIM ショートターム・マザー・ファンド」は主としてわが国の短期公社債および短期金融商品等に投資し、新生インベストメント・マネジメント株式会社が運用します。

資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

### <ブルーベイ社とは>

2001年7月にロンドンで設立された資産運用会社です。2012年6月末時点の運用資産残高は約3兆2,233億円となっており、そのうちエマージング債券運用資産残高は約1兆1,325



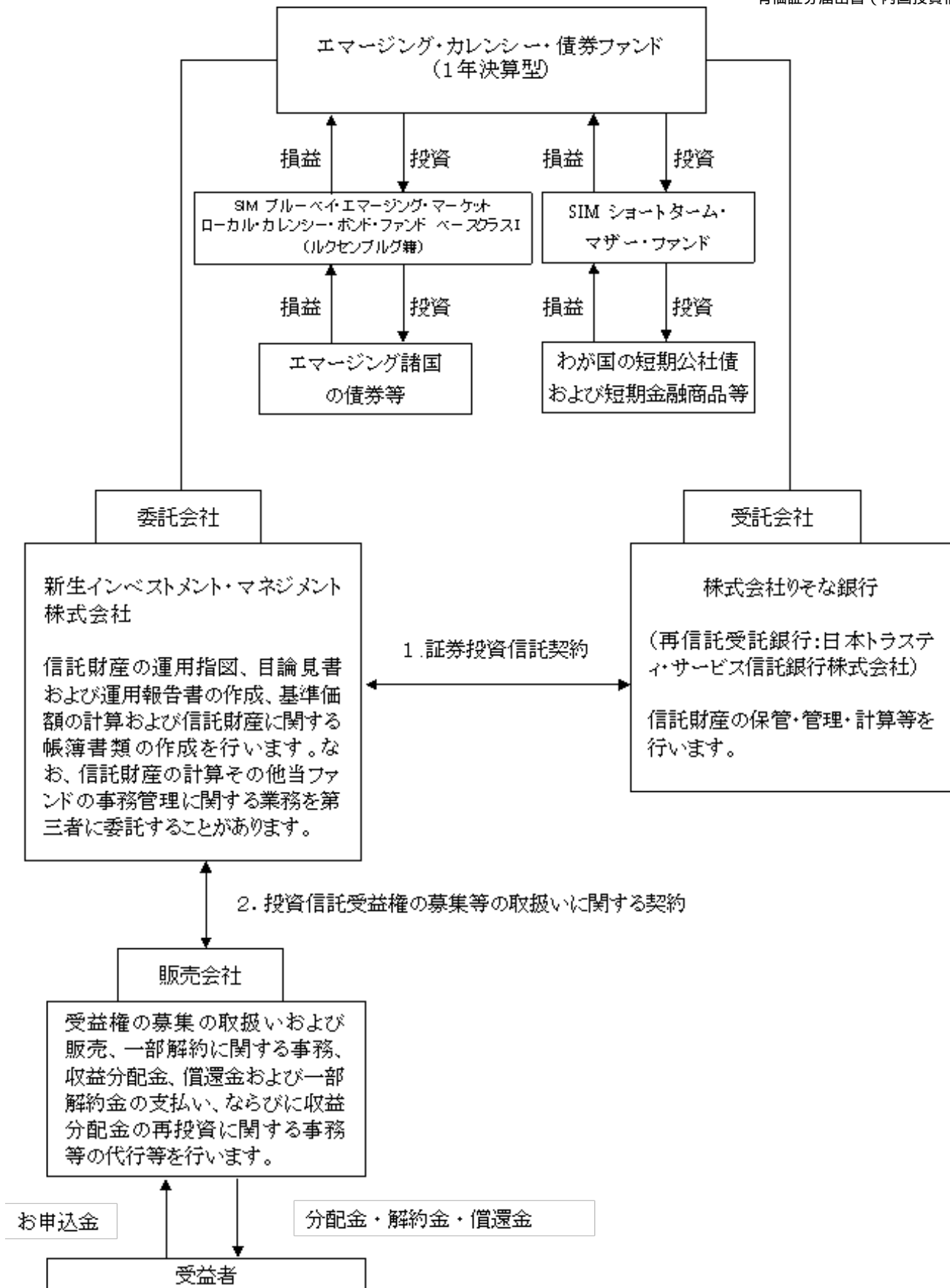
億円となっております(2012年12月末日の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値1米ドル=79.31円にて換算)。ブルーベイ社が運用する「ブルーベイ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」は2005年6月に格付会社のS&P社の格付けにおいて「AA」の評価を得ました。これは、ブルーベイ社の統制の取れた投資プロセス、経験豊富な人たちのチームワークによって達成された堅実な運用実績、リスク管理体制などが総合的に評価されたことによるものです。

## (2)【ファンドの沿革】

平成20年9月30日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



## 契約等の概要

### 1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と受託会社（株式会社りそな銀行）との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の

内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

## 2) 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

### 委託会社の概要

#### 1) 資本金

4億9,500万円（平成24年6月末日現在）

#### 2) 沿革

平成13年12月17日：新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年2月13日：「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年3月12日：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

平成19年9月30日：証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

#### 3) 大株主の状況

（平成24年6月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率（％）
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900	100

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド ベースクラス」投資証券および証券投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券を主な投資対象とします。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組入れる銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行います。

投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性を勘案して委託会社が決定します。投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とし、外国投資信託証券への投資比率を高位に保ちます。

外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような

運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

### 運用の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図します。

1) ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド ベースクラス」投資証券

2) 証券投資信託「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券

3) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

### <投資対象投資信託証券の概要>

1) 「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド ベースクラス」

ファンド名	SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド ベースクラス
形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型米ドル建て外国投資法人
運用の基本方針	中長期的に収益および資本増による高レベルのリターンをめざします。

投資態度	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド（米ドル建て：為替ヘッジなし）をベンチマークとし、これを上回るリターンをめざします。
投資対象	<p>このファンドは、原則として純資産総額の2 / 3以上を直接的、間接的（例えばクレジット・リンク債券を通じて）にあらゆる格付け（投資適格 および投資適格未満を含む）のエマージング諸国の政府、またはエマージング諸国に所在する法人が発行する現地通貨建ての債券に投資します。</p> <p>投資適格とは、スタンダード・アンド・プアーズ社においてはBBBマイナス以上、ムーディーズ社においてはBaa3以上の格付けを取得したものをいいます。</p> <p>主な投資可能債券は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地通貨建て国内市場で取引されている当該国の国債</li> <li>・当該国内市場で取引されている銀行や企業が発行する社債</li> </ul> <p>このファンドは原則として純資産総額の1 / 3を上限として自国通貨以外の通貨（例えば、米ドル）で表示されたエマージング諸国の発行体が発行する債券に投資することができます。</p> <p>このファンドは、現地通貨のポジションもアクティブに取ります。</p>
	<p>運用の効率化に資するため、直接投資できない市場に投資するため、またポジションのヘッジを行うために、金融デリバティブ商品に投資することがあります。</p> <p>純資産総額の10%以上の借入れは行いません。</p> <p>原則として株式への投資割合は純資産総額の10%、転換社債あるいは新株予約権付社債への投資割合は純資産総額の25%、短期金融商品への投資割合は純資産総額の1 / 3を上回らないものとします。</p> <p>ただし、これらの資産への投資合計は、純資産総額の1 / 3を上回らないものとします。</p>
信託報酬	0.80%
申込手数料	ファンドで買付ける場合は不要です。
その他の費用	別途ファンドの管理費用（上限0.3%）等がかかります。
運用会社	BlueBay Asset Management LLP
設定日	2006年7月4日
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日
設定、解約	ルクセンブルグ、ロンドンの銀行休業日を除く毎営業日
収益分配方針	原則として利子・配当等収益および売買益の全額を分配対象額とします。

投資先ファンドは上記のような投資方針に基づいて運用が行われますが、市況動向等によっては上記のような運用が行われないことがあります。

（注）運用報酬や管理費等については、後記「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

## 2) 「SIM ショートターム・マザー・ファンド」

ファンド名	SIM ショートターム・マザー・ファンド
形態	証券投資信託 / 親投資信託
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。
主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
決算日	年1回、原則として毎年5月23日（収益の分配は行いません。）
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
運用報酬	かかりません。
運用会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託銀行	株式会社りそな銀行

### (3) 【運用体制】

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組 織	役 割・機 能
運用部 (7名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

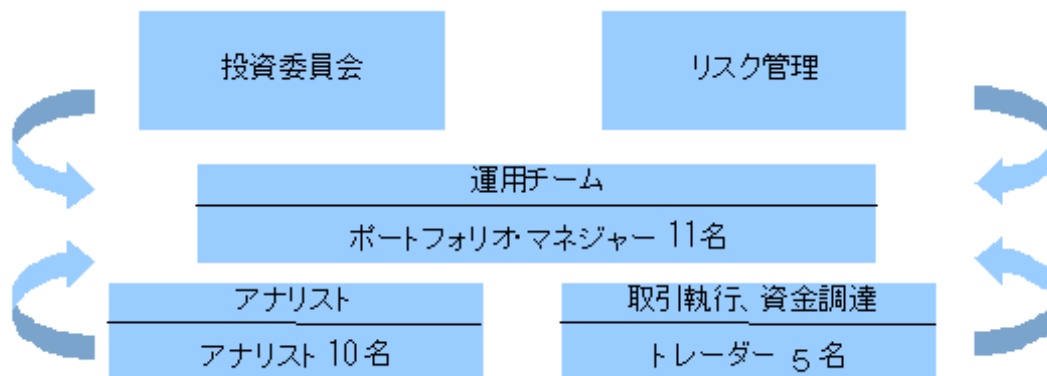
また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記運用体制は平成24年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## ブルーベイ社

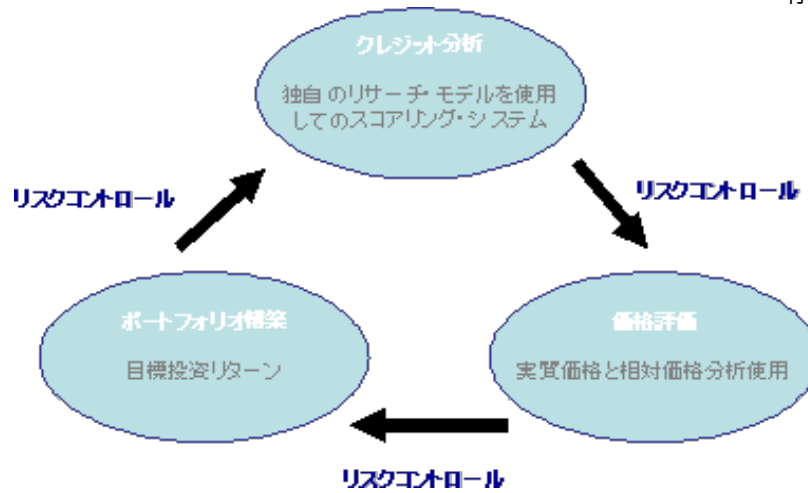
ブルーベイ社の運用体制は、以下の通りです。

### 1) エマージングマーケットチーム



- ・ 投資委員会は、CIO・COOおよび全シニア・ポートフォリオ・マネジャーの19名で構成。
  - ・ ブルーベイ社のエマージング・デスクはポートフォリオ・マネジャー11名、アナリスト10名から成るチームで構成。
  - ・ 運用は、投資委員会で議論されるブルーベイ社共通のマクロの見方と、アナリストやトレーダーからのボトムアップ情報を組み合わせ、ポートフォリオを構築していきます。
- ・ ブルーベイ社の投資の意思決定過程は、ボトムアップとトップダウンを組み合わせたものとなります。トップダウン・アプローチでは、投資委員会（インベストメント・コミッティー）にてマクロ経済、金利などの状況を議論し、市場の方向性を予想し、ポートフォリオ全体のリスクを決定します。トップダウンによって決まった全体的なリスクに対し、ボトムアップ・アプローチでは全体的なリスクの範囲内で、ファンダメンタルズ、テクニカル、取引コスト、流動性といった観点から個別の銘柄を選別し、実際の投資を決定していきます。エマージング債券の運用では、個別銘柄の選択が非常に重要で、ボトムアップ・アプローチの比率が高くなっています。

### 2) 投資プロセス



- ・ 個別の投資の決定は、社内外からの情報、調査に基づき行われます。社内には地域毎にリサーチを担当するアナリストがおり、このアナリストが作成したレポートをもとに投資を行っています。
- ・ エマージング債券の評価では、ブルーベイ社独自の調査に加え、エマージング各国の政府や国際通貨基金（IMF）などの国際機関の公表データ、投資銀行のリサーチ等をもとに、10項目のファンダメンタル・チェックシートを作成し、債務支払能力を評価しています。各項目に5点満点で評価を行い、10項目のチェックを行うことでバランスよく、様々な観点から債務支払能力を分析しています。
- ・ 社外情報では、エマージング各国政府の開示情報、国際通貨基金（IMF）、世界銀行などの国際機関のレポート、投資銀行のリサーチなどを利用しますが、こういった社外情報は参考資料として位置付けられており、社外情報だけで投資判断を行わず、必ず社内で分析を行ってから投資を行います。

上記運用体制は平成24年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （4）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

##### 1）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### 2）分配対象額についての分配方針

分配対象額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定分配を継続的に行うことをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

##### 3）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

##### 収益分配金の支払い



## 「一般コース」

原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始します。お支払いは販売会社において行います。

## 「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（注）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

## （5）【投資制限】

### 投資信託約款に基づく投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えないものとし、

株式への直接投資は行いません。

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととし

ます。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

---

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様  
に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わ  
ります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証さ  
れているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割  
込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンド  
のリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。  
また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

#### 価格変動リスク（金利変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて公社債に投資します。公社  
債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場  
合は下落します。価格変動は、一般的には残存期間が長い公社債の方が、短  
いものより大きくなります。また発行体が財政難や経営不安となった場合  
などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合も  
あります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因  
となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の債券に比べ、市場規模や取引量が比較的小さ  
い国・地域の公社債を実質的な投資対象としますが、そうした公社債の価  
格は大きく変動することがあります。さらに流動性が低いため、想定する  
債券価格と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、  
そうしたことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むこ  
とがあります。

#### 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自  
体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影  
響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。す  
なわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がり  
していても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下  
がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金  
利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比  
較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の  
為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想  
定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合  
などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元  
本を割込むことがあります。

## カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起りやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

## 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

## その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消することがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

新生インベストメント・マネジメント株式会社

## 1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されません。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役割・機能
運用部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。</li> <li>・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。</li> </ul>
管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。</li> <li>・ 法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。</li> </ul>

## 2) コンプライアンス体制

管理部（コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。）は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

## ブルーベイ社

ブルーベイ社では、リスク管理部門の専用担当を設け、専用のシステムにより以下の観点からリスク管理を行っています。

- ・様々な角度（モンテカルロ、ヒストリック・シミュレーション、パラメトリックなど）からのリスク分析の他、トラッキング・エラー、VaR、金利や為替のポジションにターゲット・レンジを設けて管理しています。また、ポートフォリオ全体のリスクが戦略によってどのように変動するのかをシミュレートするストレス・テストも実施しています。
- ・取引執行の事前、事後に当該取引が運用ガイドラインから逸脱していないかチェックしています。例えば、投資制限を越えるような取引の発注はできないといった、物理的なコントロールを行っています。

上記体制は平成24年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額）（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料  
かかりません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額とします。

「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差引いて、残存受益者の信託財産に繰入れる金額のことをいいます。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.155%（税抜1.10%）の率を乗じて得た金額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします（括弧内は税抜です。）。

信託報酬（年率）
----------

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.155% (1.10%)	0.3885% (0.37%)	0.735% (0.70%)	0.0315% (0.03%)

投資先ファンドの運用報酬(純資産総額に対して年率0.80%)を加えた、実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値は、年1.955%程度です。

#### 信託報酬の支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該日が休業日の場合はその翌営業日とします。)、毎計算期間終了日および信託終了のときに、信託財産から支払われます。

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 参考

当ファンドが投資対象とする米ドル建て外国投資法人「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド ベースクラス」における手数料等

(1) 申込手数料 かかりません。

(2) 換金（解約）手数料 かかりません。

(3) 運用報酬等

運用報酬（年率）	投資先ファンドの純資産総額に対し0.80%
----------	-----------------------

なお、当ファンドの信託報酬（年率1.155%）に、投資対象とする投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.80%）を加えた、受益者が実質的に負担する信託（運用）報酬率の概算値は以下の通りです。（申込手数料、解約留保額等は含んでおりません。）ただし、この値はあくまでも実質的な信託（運用）報酬率の目安であり、投資先ファンドの組入状況および為替相場の変動によっては、実質的にご負担いただく信託（運用）報酬率は変動します。

全体としての実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値
年1.955%程度

(4) その他の手数料等

保管報酬・登録・名義書換、支払代理人報酬・所在地事務・管理事務代行報酬（合わせて年率0.3%を上限）、その他主要な費用として、運営および管理に関する報酬（設立・登録費用、資産に対するルクセンブルグの年次税、投資先ファンドの取締役が負担した実費、弁護士報酬・監査報酬、継続登録費用、翻訳費用、目論見書作成・配布費用、株主への財務報告書類等の作成・配布費用等を含みますがこれらに限定されません。また、設立・登録費用50,000ユーロおよび投資先ファンドの設立費用は5年間を限度とする期間で償却されます。）、さらに売買仲介手数料を含むポートフォリオ組入有価証券取引関連費用、および訴訟費用等の臨時特別費用等が含まれます。

なお、償還手数料はかかりません。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

「SIM ショートターム・マザー・ファンド」  
信託報酬、申込手数料および換金手数料はかかりません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元



## 本について

### < 普通分配金と元本払戻金（特別分配金） >

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際

- （１）当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- （２）当該収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。
- （３）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時に、その個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### < 個別元本 >

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- （１）受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- （２）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

## 参考 個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

### < 個人投資家の場合 >

#### （１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。なお、当ファンドについては、配当控除の適用はありません。

- （注）上記は、平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されることにより、上記の税率は、平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税

0.315%、地方税5%）となる予定です。

	税率（%）
平成24年12月31日まで（軽減税率適用期間）	10%
平成25年1月1日～平成25年12月31日まで （軽減税率適用期間、復興特別所得税付加）	10.147%
平成26年1月1日～平成49年12月31日まで （復興特別所得税付加）	20.315%

## （2）一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

（注）上記は、平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されることにより、上記の税率は、平成25年1月1日以降は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）となる予定です。

	税率（%）
平成24年12月31日まで（軽減税率適用期間）	10%
平成25年1月1日～平成25年12月31日まで （軽減税率適用期間、復興特別所得税付加）	10.147%
平成26年1月1日～平成49年12月31日まで （復興特別所得税付加）	20.315%

## < 法人投資家の場合 >

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

（注）上記は、平成24年12月31日までの税率です。平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されることにより、上記の税率は、平成25年1月1日以降は7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となる予定です。

	税率（%）
平成24年12月31日まで（軽減税率適用期間）	7%
平成25年1月1日～平成25年12月31日まで （軽減税率適用期間、復興特別所得税付加）	7.147%
平成26年1月1日～平成49年12月31日まで （復興特別所得税付加）	15.315%

上記は平成24年6月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下は平成24年6月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	285,440,361	96.22
親投資信託受益証券	日本	4,014,862	1.35
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)		7,213,014	2.43
合計(純資産総額)		296,668,237	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	SIMブルーベイ・エマーシング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドベースクラス	38,340.751	7,401	283,773,482	7,444	285,440,361	96.22
日本	親投資信託受益証券	SIMショートターム・マザー・ファンド	3,943,873	1.0179	4,014,468	1.0180	4,014,862	1.35

## (種類別および業種別の投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
投資証券		96.22
親投資信託受益証券		1.35
合計		97.57

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成24年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落ち）	（分配付き）	（分配落ち）	（分配付き）
設定時（平成20年9月30日）	36		0.9999	
第1期計算期間末（平成21年5月25日）	191	191	0.9343	0.9343
第2期計算期間末（平成22年5月24日）	273	273	1.0393	1.0393
第3期計算期間末（平成23年5月23日）	319	319	1.1431	1.1431
第4期計算期間末（平成24年5月23日）	296	296	1.0529	1.0529
平成23年6月末日	325		1.1415	
平成23年7月末日	315		1.1252	
平成23年8月末日	306		1.0969	
平成23年9月末日	281		1.0044	
平成23年10月末日	299		1.0582	
平成23年11月末日	286		1.0055	
平成23年12月末日	287		1.0001	
平成24年1月末日	306		1.0417	
平成24年2月末日	332		1.1225	
平成24年3月末日	342		1.1203	
平成24年4月末日	312		1.1081	
平成24年5月末日	288		1.0212	
平成24年6月末日	296		1.0510	

純資産総額（百万円）は単位未満を切捨てて表示しています。

#### 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間 （平成20年9月30日～平成21年5月25日）	0.0000
第2期計算期間 （平成21年5月26日～平成22年5月24日）	0.0000
第3期計算期間 （平成22年5月25日～平成23年5月23日）	0.0000
第4期計算期間 （平成23年5月24日～平成24年5月23日）	0.0000

#### 【収益率の推移】

計算期間	収益率（%）
第1期計算期間 （平成20年9月30日～平成21年5月25日）	6.6
第2期計算期間 （平成21年5月26日～平成22年5月24日）	11.2
第3期計算期間 （平成22年5月25日～平成23年5月23日）	10.0
第4期計算期間 （平成23年5月24日～平成24年5月23日）	7.9

各計算期間の収益率は、当該計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しています。

(参考)

(2012年6月末現在)

**基準価額・純資産の推移**

※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。

**分配の推移**

決算期	分配金
12年5月	0円
11年5月	0円
10年5月	0円
09年5月	0円
—	—
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

**主要な資産の状況**

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

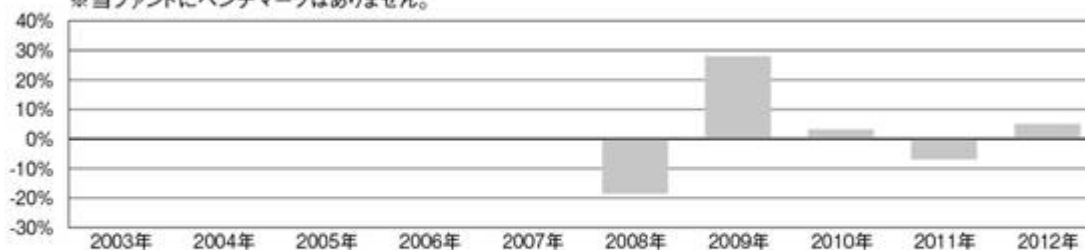
	組入上位銘柄名	利率	償還日	通貨	構成比率
1	ブラジル国債	10.00%	2014/1/1	ブラジル・リアル	8.3%
2	トルコ国債	9.50%	2022/1/12	トルコ・リラ	7.4%
3	南アフリカ国債	13.50%	2015/9/15	南アフリカ・ランド	4.3%
4	南アフリカ国債	10.50%	2026/12/21	南アフリカ・ランド	4.0%
5	メキシコ国債	6.25%	2016/6/16	メキシコ・ペソ	3.6%
6	ポーランド国債	5.75%	2021/10/25	ポーランド・ズロチ	3.6%
7	マレーシア国債	5.09%	2014/4/30	マレーシア・リンギ	2.9%
8	タイ国債	5.25%	2014/5/12	タイ・バーツ	2.9%
9	南アフリカ国債	8.00%	2018/12/21	南アフリカ・ランド	2.5%
10	トータルリターンズワップ(インドネシア国債)	12.80%	2021/6/15	インドネシア・ルピア	2.5%

※構成比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

**年間収益率の推移**

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2008年は設定日(9月30日)から年末まで、2012年は1月から6月末までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

(参考)

「SIM ショートターム・マザー・ファンド」の平成24年6月末日現在の運用状況です。また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	1,059,913,140	99.47
コール・ローン等、その他の資産 (負債控除後)		5,624,316	0.53
合計(純資産総額)		1,065,537,456	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

国/ 地域	銘柄名	種類別	利率(%) 償還期限	券面総額 (円)	簿価金額(円)		評価金額(円)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	第273回 国庫短期証券	国債 証券	- 2012年7月17日	480,000,000	99.98	479,929,920	99.99	479,981,280	45.05
日本	第270回 国庫短期証券	国債 証券	- 2012年7月9日	220,000,000	99.98	219,972,720	99.99	219,996,260	20.65
日本	第284回 国庫短期証券	国債 証券	- 2012年9月3日	200,000,000	99.97	199,951,000	99.98	199,966,000	18.77
日本	第286回 国庫短期証券	国債 証券	- 2012年9月10日	160,000,000	99.97	159,961,280	99.98	159,969,600	15.01

## (種類別および業種別の投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		99.47
合計		99.47

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1期計算期間 (平成20年9月30日～平成21年5月25日)	207,831,800	2,729,659
第2期計算期間 (平成21年5月26日～平成22年5月24日)	328,510,406	270,337,063
第3期計算期間 (平成22年5月25日～平成23年5月23日)	94,061,923	78,201,455
第4期計算期間 (平成23年5月24日～平成24年5月23日)	85,783,750	83,460,156

(注) 第1期計算期間の設定数量(口数)は、当初設定数量(口数)を含みます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 取得申込手続

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。
- 2) 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ルクセンブルクの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

#### 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または下記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-6880-6448

受付時間 営業日の9時～17時

#### コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 「一般コース」

お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。

#### 「自動けいぞく投資コース」



お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資され、手数料はかかりません。

#### 申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社の指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。

#### 申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

## 2【換金（解約）手続等】

#### 解約申込手続き

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも解約が可能です。
- 2) 原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

解約の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の申込みを受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

#### 解約申込不可日

販売会社の営業日であっても、解約申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、解約申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ルクセンブルグの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

#### 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。

#### 解約単位

販売会社が定める単位をもって解約できます。

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰入れられます。

#### 支払開始日

お手取額は、原則として解約請求受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。

#### 解約申込みの受付の中止、既に受付けた解約申込みの受付の取消し

- 1) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができます。
- 2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約の請求を受けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。）に解約の請求を受付けたものとして取扱います。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は1万口当たりの価額で表示されます。

##### ファンドの主な投資対象の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

- 1) ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド ベースクラス」投資証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の基準価額で評価

します。

- 2) 証券投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」 受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
- 3) 外貨建て資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- 4) 予約為替は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### 基準価額の算出頻度と公表

- 1) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- 2) 基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-6880-6448

受付時間 営業日の9時～17時

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

原則、無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

#### (4) 【計算期間】

原則として、毎年5月24日から翌年5月23日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (5) 【その他】

##### 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述の「書面決議」の規定は適用され、書面決議で可決された場合、存続します。

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4）繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

#### 償還金について

1）償還金は、原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに受益者に支払いを開始します。

2）償還金の支払いは、販売会社において行われます。

#### 信託約款の変更など

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行います（後述の「書面決議」をご覧ください。）。

3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

#### 書面決議

1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2）受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3）書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を

行いません。

- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合に係る他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

## 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 運用報告書の作成

委託者は毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

## 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### 収益分配金・償還金受領権

- 1) 受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払を開始します。）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

- 2) 受益者は、ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として、信託終了日から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払を開始します。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

### 一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成23年5月24日から平成24年5月23日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

## 1【財務諸表】

エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (平成23年5月23日現在)	第4期 (平成24年5月23日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	11,375,690	11,057,991
投資証券	306,146,968	283,902,568
親投資信託受益証券	4,010,524	4,014,468
未収利息	15	15
流動資産合計	321,533,197	298,975,042
資産合計	321,533,197	298,975,042
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	318,370
未払受託者報酬	52,499	48,783
未払委託者報酬	1,872,168	1,739,710
その他未払費用	519,120	521,976
流動負債合計	2,443,787	2,628,839
負債合計	2,443,787	2,628,839
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	279,135,952	281,459,546
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	39,953,458	14,886,657
純資産合計	319,089,410	296,346,203
負債純資産合計	321,533,197	298,975,042



## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 3 期 (自平成22年 5 月25日 至平成23年 5 月23日)	第 4 期 (自平成23年 5 月24日 至平成24年 5 月23日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	37,178,649	27,205,938
受取利息	3,224	6,167
有価証券売買等損益	24,125,742	40,763,499
為替差損益	25,558,741	7,068,675
営業収益合計	35,748,874	20,620,069
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	101,107	97,127
委託者報酬	3,606,009	3,463,622
その他費用	1,505,244	1,504,031
営業費用合計	5,212,360	5,064,780
営業利益又は営業損失（ ）	30,536,514	25,684,849
経常利益又は経常損失（ ）	30,536,514	25,684,849
当期純利益又は当期純損失（ ）	30,536,514	25,684,849
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,988,522	5,285,906
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	10,338,030	39,953,458
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,825,817	6,253,186
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,825,817	6,253,186
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,758,381	10,921,044
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,758,381	10,921,044
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	39,953,458	14,886,657

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第４期 (自平成23年５月24日 至平成24年５月23日)	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	
4. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。予想配当金額を計上した場合は、入金時に入金額との差額を計上しております。 (2)為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。	
	(2)ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年５月24日から翌年５月23日までとしております。	

## （追加情報）

第４期 (自平成23年５月24日 至平成24年５月23日)	
第４期計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。	

## （貸借対照表に関する注記）

項目	第３期 (平成23年５月23日現在)	第４期 (平成24年５月23日現在)
	1. 当該計算期間の末日における受益権総数	279,135,952口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1431円 (11,431円)	1.0529円 (10,529円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 (自平成22年5月25日 至平成23年5月23日)	第4期 (自平成23年5月24日 至平成24年5月23日)
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(27,080,682円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(30,354,856円)、及び分配準備積立金(29,657,900円)より、分配対象収益は87,093,438円(1口当たり0.3120円)ですが、当期に分配した金額はありません。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(18,221,670円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(49,282,003円)、及び分配準備積立金(42,566,820円)より、分配対象収益は110,070,493円(1口当たり0.3910円)ですが、当期に分配した金額はありません。</p>
<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額 又は欠損金増加額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額 又は欠損金増加額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

第3期 (自平成22年5月25日 至平成23年5月23日)	第4期 (自平成23年5月24日 至平成24年5月23日)
<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、預金、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用しません。</p>	<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、預金、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用しません。</p>

<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>	<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>
---	---

## 2 金融商品の時価等に関する事項

第3期 (平成23年5月23日現在)	第4期 (平成24年5月23日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額</p> <p>金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額</p> <p>金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

第3期 (自平成22年5月25日 至平成23年5月23日)	第4期 (自平成23年5月24日 至平成24年5月23日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

第4期 (自平成23年5月24日 至平成24年5月23日)
該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第3期 (平成23年5月23日現在)	第4期 (平成24年5月23日現在)
期首元本額	263,275,484円	279,135,952円
期中追加設定元本額	94,061,923円	85,783,750円
期中一部解約元本額	78,201,455円	83,460,156円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

	第3期 (平成23年5月23日現在)	第4期 (平成24年5月23日現在)
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	18,562,162	36,118,792
親投資信託受益証券	4,733	3,944
合計	18,566,895	36,114,848

## 3 デリバティブ取引関係

第3期 (平成23年5月23日現在)	第4期 (平成24年5月23日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資証券	SIM BlueBay Emerging Market Local Currency Bond Fund	38,043.045	3,550,557.38	
	米ドル 小計	38,043.045	3,550,557.38 (283,902,568)	
親投資信託受益証券	SIM ショートターム・マザー ・ ファンド	3,943,873	4,014,468	
	日本円 小計	3,943,873	4,014,468	
合計			287,917,036 (283,902,568)	

(注) 1.米ドル小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.通貨の表示は、外貨については米ドル単位、邦貨については円単位で表示しております。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率(注)	有価証券の合計額 に対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	95.8%	98.6%

合計	95.8%	98.6%
----	-------	-------

(注)組入時価の純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## &lt; 参考 &gt;

本書の開示対象ファンド（エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）、以下「当ファンド」といいます。）は、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド ベースクラス」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資法人の投資証券です。主要投資対象である同外国投資法人の計算期間末日（平成24年6月30日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資法人の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手する予定です。よって、現時点では平成23年6月30日に終了した計算期間の財務諸表を記載しています。

また、当ファンドは、「SIM ショートターム・マザー・ファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの、計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

SIM ショートターム・マザー・ファンドの状況

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成24年5月23日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,505,832
国債証券	1,059,889,520
未収利息	7
流動資産合計	1,065,395,359
資産合計	1,065,395,359
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1,046,681,652
剰余金	
剰余金	18,713,707
純資産合計	1,065,395,359
負債純資産合計	1,065,395,359

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成23年5月24日 至平成24年5月23日)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
-----------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年5月23日現在)
1. 計算日における受益権総数	1,046,681,652口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0179円 (10,179円)

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

(自平成23年5月24日 至平成24年5月23日)
<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p>
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>

## 2 金融商品の時価等に関する事項

(平成24年5月23日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法</p> <p>国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
<p>4 金銭債権の計算日後の償還予定額</p> <p>金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。</p>



## （関連当事者との取引に関する注記）

（自平成23年5月24日 至平成24年5月23日）
該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

（自平成23年5月24日 至平成24年5月23日）
該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成24年5月23日現在）
同計算期間の期首元本額	1,046,681,652円
同計算期間中の追加設定元本額	-円
同計算期間中の一部解約元本額	-円
同計算期間末日の元本額	1,046,681,652円
上記元本額の内訳	
エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）	993,296,826円
新生・トロイカ ロシアファンド	19,900,786円
エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）	3,943,873円
中国インド・ダイナミック・グロース・ファンド	19,700,552円
中国人民元マネジメント債券ファンド（毎月決算型）	9,839,615円

## 2 有価証券関係

（平成24年5月23日現在）

## 売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	155,140
合計	155,140

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成23年5月24日）から計算日までの期間に対応するものであります。

## 3 デリバティブ取引関係

（平成24年5月23日現在）

該当事項はありません。
-------------

## （3）附属明細表

（平成24年5月23日現在）

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考 （償還年月日）
国債証券	第262回国庫短期証券	200,000,000	199,994,400	2012年6月4日
	第264回国庫短期証券	160,000,000	159,992,480	2012年6月11日
	第270回国庫短期証券	220,000,000	219,972,720	2012年7月9日
	第273回国庫短期証券	480,000,000	479,929,920	2012年7月17日
合計		1,060,000,000	1,059,889,520	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## 運用会社の取締役の報告書

### 取締役の責任

本ファンドの連結財務諸表は、取締役会の監督の下で管理者であるBrown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A. が作成します。ルクセンブルグの法律および規則に従って、取締役は、財務諸表の作成および適正表示に関する適切な内部統制が本ファンドのサービス・プロバイダーにより適切に実施されるよう、また財務諸表の作成に関して行われた会計上の判断ないし見積もりに関する監督を行うために適切な措置を講じています。取締役会は、これらの要求を完全に充足しているものと確信しています。

取締役会

ルクセンブルグ、2011年10月11日

### 監査報告書

#### ブルーベイ・ストラクチャード・ファンドの株主各位

我々は、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンドおよびその各サブ・ファンドの添付の連結財務諸表の監査を行いました。これらの連結財務諸表は、2011年6月30日時点の結合純資産計算書ならびに投資明細表およびその他純資産、同日に終了した年度についての結合損益計算書および結合純資産変動計算書、重要な会計方針の概要、財務諸表へのその他の注記から構成されます。

#### 連結財務諸表に対するSICAV-FISの取締役会の責任

SICAV-FISの取締役会は、連結財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの連結財務諸表を作成し適正に表示する責任を負います。この責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない連結財務諸表の作成および適正表示に関する内部統制の設計、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積もりを行うことが含まれます。

#### 監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの連結財務諸表に対して意見を表明することです。我々は、「公認監査人協会」（“Institut des Réviseurs d'Entreprises”）によりルクセンブルグで適用された国際監査基準に従って監査を実施しました。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務諸表に重大な虚偽表示がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求しています。

監査には、連結財務諸表の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続きの実行が含まれます。選択されるこの手続きは、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務諸表上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠しています。それらのリスク評価において、監査人は、状況に適合する監査手続きを立案するため、事業体の財務諸表の作成および適正表示に関する内部統制について考慮しますが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではありません。

監査はまた、SICAV-FISの取締役会が採用した会計方針の妥当性および行った会計上の見積もりの合理性についての評価と共に、連結財務諸表の全体的な表示に関する評価も含んでいます。

我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信しています。

#### 意見

我々の意見では、これらの連結財務諸表は、2011年6月30日時点のブルーベイ・ストラクチャード・ファンドおよびその各サブ・ファンドの財政状態、ならびに同日に終了した年度についての経営成績および純資産の変動を財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って真実かつ公正に表示しています。

#### その他の事項

本年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に課された責務との関連において検討されたものですが、これらは上述の監査基準に準拠して実施された特定の監査手続きの対象ではありません。従って、我々はこれらの情報に対して意見を表明するものではありませんが、連結財務諸表との関連で全体として見た場合、これらの情報に関して指摘事項はありません。

プライスウォーターハウスクーパース S.

à.r.l.

監査人代表

ルクセンブルグ、2011年10月11日

Didier Prime

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カ  
レンシー・

ボンド・ファンド

(Société d'Investissement à Capital Variable-Fonds d'Investissement Spécialisé)

2011年6月30日時点の投資明細表およびその他純資産

証券銘柄	利率	償還日	通貨	額面金額 (000)	評価額 米ドル	純資産 比率(%)
公認取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券						
債券						
ブラジル						
Brazil Notas do Tesouro Nacional - Serie F	10.00%	2012/01/01	BRL	119,224	79,101,864	9.00
Brazil Notas do Tesouro Nacional - Serie F	10.00%	2014/01/01	BRL	40,832	25,958,872	2.96
Brazil Notas do Tesouro Nacional - Serie F	10.00%	2017/01/01	BRL	44,477	27,135,115	3.09
Brazilian Government Internatioanl Bond	10.25%	2028/01/10	BRL	24,800	17,323,092	1.97
					<u>149,518,943</u>	<u>17.02</u>
コロンビア						
Citigroup Funding Colombia Credit Linked	0.00%	2020/07/27	COP	23,000,000	17,078,996	1.94
Colombia Government International Bond	7.75%	2021/04/14	COP	1,780,000	1,144,901	0.13
					<u>18,223,897</u>	<u>2.07</u>
ハンガリー						
Hungary Government Bond	7.50%	2013/10/24	HUF	517,490	2,904,801	0.33
Hungary Government Bond	5.50%	2014/02/12	HUF	613,220	3,269,776	0.37
Hungary Government Bond	8.00%	2015/02/12	HUF	862,480	4,883,891	0.56
Hungary Government Bond	6.75%	2017/02/24	HUF	1,164,040	6,255,199	0.71
Hungary Government Bond	7.50%	2020/11/12	HUF	2,573,000	14,264,881	1.62
Hungary Government Bond	7.00%	2022/06/24	HUF	2,108,450	11,133,377	1.27
					<u>42,711,925</u>	<u>4.86</u>
アイルランド						
Depfa Bank Plc	6.75%	2012/05/09	RON	26,695	8,712,146	0.99
Depfa Bank Plc	0.00%	2020/06/23	TRY	9,000	1,648,707	0.19
					<u>10,360,853</u>	<u>1.18</u>

## ルクセンブルグ

Sberbank Via SB Capital SA	5.93%	2011/11/14	USD	1,780	1,811,150	0.21
VTB Bank OJSC Via VTB Capital SA	7.50%	2011/10/12	USD	1,630	1,650,375	0.19
VTB Bank OJSC Via VTB Capital SA	6.61%	2012/10/31	USD	1,780	1,882,350	0.21
					<u>5,343,875</u>	<u>0.61</u>

## マレーシア

Malaysia Government Bond	3.21%	2013/05/31	MYR	53,010	17,561,153	2.00
Malaysia Government Bond	5.09%	2014/04/30	MYR	90,770	31,519,240	3.59
					<u>49,080,393</u>	<u>5.59</u>

## メキシコ

Mexican Bonos	9.50%	2014/12/18	MXN	170,000	16,171,723	1.84
Mexican Bonos	6.00%	2015/06/18	MXN	138,650	11,827,110	1.35
Mexican Bonos	8.00%	2015/12/17	MXN	362,650	33,213,915	3.78
Mexican Bonos	8.00%	2020/06/11	MXN	149,610	13,727,355	1.56
Mexican Bonos	6.50%	2021/06/10	MXN	281,900	23,212,801	2.64
					<u>98,152,904</u>	<u>11.17</u>

## オランダ

Gazprom OAO Via White Nights Finance BV	10.50%	2014/03/08	USD	6,810	8,129,438	0.92
---	--------	------------	-----	-------	-----------	------

## ペルー

Peru Government Bond	7.84%	2020/08/12	PEN	13,840	5,560,682	0.63
Peruvian Government International Bond	7.84%	2020/08/12	PEN	23,180	9,307,909	1.06
Peruvian Government International Bond	6.95%	2031/08/12	PEN	10,450	3,670,162	0.42
					<u>18,538,753</u>	<u>2.11</u>

## ポーランド

Poland Government Bond	5.00%	2016/04/25	PLN	6,950	2,498,562	0.28
Poland Government Bond	5.25%	2020/10/25	PLN	62,510	21,913,679	2.50
Poland Government Bond	5.75%	2022/09/23	PLN	33,520	12,101,901	1.38
Poland Government Bond	2.75%	2023/08/25	PLN	30,665	11,013,644	1.25
Poland Government Bond	5.00%	2037/04/25	PLN	13,500	4,280,680	0.49
					<u>51,808,466</u>	<u>5.90</u>

## ルーマニア

Romania Government Bond	11.25%	2012/10/25	RON	14,110	5,093,129	0.58
-------------------------	--------	------------	-----	--------	-----------	------

## 南アフリカ共和国

South Africa Government Bond	13.50%	2015/9/15	ZAR	409,134	73,146,388	8.33
South Africa Government Bond	8.00%	2018/12/21	ZAR	40,880	5,932,472	0.67
South Africa Government Bond	10.50%	2026/12/21	ZAR	114,240	19,576,867	2.23
					<u>98,655,727</u>	<u>11.23</u>

## 国際機関

European Investment Bank 144A	0.00%	2013/04/24	IDR	9,808,650	1,032,450	0.12
<b>タイ</b>						
Thailand Government Bond	5.25%	2014/05/12	THB	282,440	9,565,896	1.09
Thailand Government Bond	3.13%	2015/12/11	THB	282,100	8,961,250	1.02
Thailand Government Bond	3.65%	2021/12/17	THB	87,690	2,819,622	0.32
Thailand Government Bond	3.85%	2025/12/12	THB	262,780	8,514,499	0.97
					29,861,267	3.40
<b>トルコ</b>						
Turkey Government Bond	10.00%	2012/02/15	TRY	6,599	4,290,838	0.49
Turkey Government Bond	0.00%	2012/11/07	TRY	38,980	21,316,808	2.42
Turkey Government Bond	0.00%	2013/02/20	TRY	13,310	7,094,845	0.81
Turkey Government Bond	4.00%	2020/04/01	TRY	425	286,855	0.03
					32,989,346	3.75
<b>米国</b>						
Citigroup Funding Inc	0.00%	2015/10/29	USD	6,000	8,381,682	0.96
JPMorgan Chase & Co	8.00%	2012/07/09	INR	147,500	3,351,230	0.38
JPMorgan Chase & Co	6.00%	2012/10/10	PHP	516,400	12,561,145	1.43
JPMorgan Chase & Co 144A	0.00%	2012/04/12	IDR	13,504,220	1,506,086	0.17
JPMorgan Chase & Co 144A	6.00%	2012/10/10	PHP	30,000	729,733	0.08
United States Treasury Note	3.13%	2021/05/15	USD	5,180	5,159,766	0.59
					31,689,642	3.61
<b>ベネズエラ</b>						
Venezuela Government International Bond	8.25%	2024/10/13	USD	7,920	5,351,940	0.61
<b>債券合計</b>						
					656,542,948	74.73
公認取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券						
					656,542,948	74.73
<b>その他の有価証券</b>						
<b>譲渡可能定期預金</b>						
<b>中国</b>						
Bank of China/Hong Kong	0.50%	2012/05/25	CNH	271,000	41,679,766	4.75
<b>譲渡可能定期預金合計</b>						
					41,679,766	4.75
<b>その他の有価証券合計</b>						
					41,679,766	4.75
<b>投資合計</b>						
(取得原価631,992,262米ドル)					698,222,714	79.48
<b>負債控除後その他資産</b>						
					180,254,030	20.52
<b>純資産合計</b>						
					878,476,744	100.00

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

	注記	ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド 米ドル
<b>資産</b>		
投資証券（時価）	2	698,222,714
先物外国為替契約にかかる未実現利益	2,10a	7,970,017
購入オプション（時価）	2,10c	2,280,098
金利スワップおよび通貨スワップ（時価）	2,10d,10e	3,445,791
トータル・リターン・スワップ（時価）	2,10f	141,280,032
ポラティリティー・スワップ（時価）	2,10i	2,063,420
現金および現金同等物	2	18,093,738
未収売却投資		126,198,548
未収利息	2	15,301,003
その他未収および未収収益		103,703,841
<b>資産合計</b>		<b>1,118,559,202</b>
<b>負債</b>		
先物外国為替契約にかかる未実現損失	2,10a	8,610,407
売却オプション（時価）	2,10c	431,638
売却トータル・リターン・スワップ（時価）	2,10f	32,493
当座借越	2	102,591,899
ルクセンブルグの年次税（Taxe d'abonnement）	3	23,081
未払運用顧問報酬および未払アドバイザー報酬	5	595,513
未払管理事務代行報酬		162,915
未払保管報酬		236,681
未払専門家報酬		82,845
未払購入投資証券		101,153,826
未払分配金	4	26,109,653
未払費用およびその他の未払金		51,507
<b>負債合計</b>		<b>240,082,458</b>
<b>純資産合計</b>		<b>878,476,744</b>

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

	注記	ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド 米ドル
<b>利益</b>		
源泉徴収税控除後利息	2	73,165,329
銀行金利	2	53,685
<b>総利益</b>		<b>73,219,014</b>
<b>費用</b>		
運用顧問報酬	5	7,651,613
ルクセンブルグの年次税（Taxe d'abonnement）	3	83,603

取締役報酬	7	436
管理報酬		415,507
保管報酬		603,612
専門家報酬		20,320
利払費用	2	4,401,511
その他費用		261,298
銀行金利手数料	2	4,584
<b>総費用</b>		<b>13,442,484</b>
<b>純投資利益 / (損失)</b>		<b>59,776,530</b>
投資証券実現純利益		44,229,564
先物外国為替契約実現純利益		10,741,168
オプション契約実現純損失		(3,169,137)
金利スワップおよび通貨スワップ実現純利益		578,802
トータル・リターン・スワップ実現純利益		7,980,892
バリエーション・スワップおよびボラティリティ・スワップ 実現純利益		584,387
アセット・スワップ実現純利益		841,573
外国為替取引実現純利益		1,212,772
<b>純投資利益 / (損失) および実現純利益 / (損失)</b>		<b>122,776,551</b>
投資証券未実現評価益の純変動額		51,129,443
先物外国為替契約未実現評価益の純変動額		2,631,662
オプション契約未実現評価益の純変動額		1,006,293
金利スワップおよび為替スワップにかかる未実現評価損の 純変動額		(1,069,008)
トータル・リターン・スワップ未実現評価益の純変動額		4,749,172
ボラティリティ・スワップおよびバリエーション・スワップ 未実現評価益の純変動額		2,063,420
外国為替取引未実現評価益の純変動額		934,895
<b>当期本年度実績</b>		<b>184,222,428</b>
<b>株式取引</b>		
株式取引にかかる純引受額		114,500,825
株式取引にかかる償還額		(243,897,000)
分配金		(131,422,183)
<b>当期純資産の増加 / (減少)</b>		<b>(76,595,930)</b>
当期首純資産		955,072,674
<b>当期末純資産合計</b>		<b>878,476,744</b>

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

## 統計情報

### 総経費率

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カ  
 レンシー・ボンド・ファンド（2011年6月30日）

- ベースクラス I 0.92%

### 発行済口数

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カ



レンシー・ボンド・ファンド(2011年6月30日)

- ベースクラス I ドル 8,312,371**純資産合計**

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド(2011年6月30日)

- ベースクラス I ドル 878,476,744**一株当たり純資産価格**

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド(2011年6月30日)

- ベースクラス I ドル 105.68

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド

会社型投資信託(Société d'Investissement à Capital Variable-Fonds d'Investissement Spécialisé)

2011年6月30日時点の財務諸表への注記

**1. 一般情報**

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド(「本ファンド」)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて会社型投資信託(Société d'investissement à Capital Variable(SICAV))として組織された有限責任会社で、2005年5月19日に設立されました(存続期間は無期限)。本ファンドは、2007年2月13日法に基づく専門投資ファンド(SICAV、SICAV-FIS形式における専門投資ファンド)として承認されています。本ファンドは投資の選択機会を提供しており、現在は、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・エンハンスド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・インカム・ローン・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：グローバル・ディバースィファイド・コーポレート・ボンド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：グローバル・ディバースィファイド・コーポレート・ボンド・ファンド(GBP)およびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・ファンドの6サブ・ファンドが存在します(以下、各々を「サブ・ファンド」といいます)。サブ・ファンドは、様々な株式クラスを提供しています。

**2. 重要な会計方針**

財務諸表は、投資信託に関するルクセンブルグにおける一般的に承認された会計基準および規制・規則に従って準備され、作成されます。

下記は、各サブ・ファンドが採用した重要な会計方針の概要です。

**a) 連結財務諸表**

本年次報告書は各サブ・ファンドの会計通貨で作成されています。各サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表されている資産および負債は、期末日における為替レートで当該会計通貨へ換算されています。連結された勘定はユーロ(EUR)で表示されています。年度開始時の純資産の換算により122,629,131ユーロの通貨換算調整額が生じています。本換算方式は個別のサブ・ファンドへ割り当てられた純資産の価値に何の影響も及ぼしていません。

**b) 有価証券の評価額**

いずれかの証券市場において成立したか取り扱われている引渡し可能な証券類、マネーマーケット商品およびその他の資産の価値は、利用可能な最新の終値に基づいています。その他の規制市場において取引されている引渡し可能な証券類、マネーマーケット商品およびその他の資産は、可及的に上場証券の値決めと同

様な方法で測定されています。いずれかの証券市場またはその他の規制市場での非上場ないしは取引または取り扱われていない資産、および当該その他の市場において評価価格が利用できない上場または非上場の資産、または相場価格が公正市場価値の代表値ではない資産に関する価値は、予見できる範囲での売買価格を基礎として取締役会によって慎重かつ誠実に決定されます。オープン型UCIが有する株式または投資信託は、最終決定され、利用可能な純資産価値により、あるいは当該価格が当該資産の公正市場価値の代表値ではない場合は、それらの価格は取締役会によって公正かつ公平に決定されます。クローズド型のUCIが有する投資信託または株式は、証券市場において利用可能な最終価格で評価されています。

#### c) 先物外国為替契約

オープンな先物外国為替契約は、当該評価時に成立した先物為替レートを基礎に評価されます。本処理による実現純利益（または純損失）および未実現評価益（または評価損）は「連結業務報告書」および「純資産変動計算書」の「先物外国為替契約に係わる実現純利益（または純損失）」および「先物外国為替契約に係わる未実現評価益（または評価損）の純変動額」にそれぞれ算入されています。実現純損益には、他の契約によって清算または相殺された契約に係わる純利得を含んでいます。各サブ・ファンドはクラス別のヘッジを行っています。当該ヘッジの利得と損失はすべて対応するクラスの株式（種類株式）のみへ配賦されます。

#### d) 先物契約

先物契約を締結するに際して各サブ・ファンドは、先物ブローカーまたは市場の当初マージン要求額に応じて当該ブローカーへ現金を預託する必要があります。先物契約は、それらが取引される市場で決定された日々成立する清算価格を使用して評価されます。各サブ・ファンドとブローカーは、先物契約価値の日々の変動に等しい金額（「変動マージン」）を交換することに合意しています。オープン先物に関する契約価値の変動は、連結純資産計算書の作成日現在で契約価値を「マーク・ツー・マーケット（市場価値による時価評価）」することより未実現の利得ないしは損失として認識されます。契約終結時には、終結取引と当初取引の収益（またはコスト）の差額が「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において実現利益または損失として記録されます。実現純利益（または純損失）および未実現評価益（または評価損）の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「先物契約に係わる実現純利益（または純損失）」および「先物契約に係わる未実現評価益（または評価損）の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

#### e) 投資有価証券の売却に関する実現利益および損失

投資有価証券の売却に関する実現利益および損失は、平均原価に基づいて算定され、連結純資産変動計算書で認識されます。

#### f) 外貨換算

各サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の市場価格は、2011年6月30日時点の為替レートで換算されています。各サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建ての投資費用、収益および経費は、取引日の為替レートで換算されています。これらの項目の換算による通貨差損益を考慮に入れて、運用実績が判断されます。

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・ポータブル・アルファ・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・エンハンスト・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・インカム・ローン・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：グローバル・ディバシファイド・コーポレート・ボンド・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・ファンドに関しては、以下のEURレートで換算されています。

通貨	換算レート	通貨	換算レート
Great British Pound (GBP)	0.9031	Swiss Franc (CHF)	1.2208
South African Rand (ZAR)	9.8285	US Dollar (USD)	1.4499

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：エマージング・マーケット・ポータブル・アルファ・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドに関しては、以下のUSDレートで換算されています。

通貨	換算レート	通貨	換算レート
Argentine Peso (ARS)	4.1040	Malaysian Ringgit (MYR)	3.0195
Australian Dollar (AUD)	0.9341	Mexican Peso (MXN)	11.7269
Brazilian Real (BRL)	1.5623	New Romanian Leu (RON)	2.9182

Chinese Offshore Yuan (CNH)	6.4660	New Zealand Dollar (NZD)	1.2108
Chinese Yuan (CNY)	6.4640	Peruvian Nuevo Sol (PEN)	2.7499
Colombian Peso (COP)	1,772.8000	Philippine Peso (PHP)	43.3350
Euro (EUR)	0.6897	Polish Zloty (PLN)	2.7453
Great British Pound (GBP)	0.6229	Russian Ruble (RUB)	27.9155
Hungarian Forint (HUF)	183.1328	Singapore Dollar (SGD)	1.2276
Indian Rupee (INR)	44.7025	South African Rand (ZAR)	6.7790
Indonesian Rupiah (IDR)	8,575.5000	Thai Baht (THB)	30.7250
Israeli Shekel (ILS)	3.4025	Turkish Lira (TRY)	1.6240

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：グローバル・ディバーシファイド・コーポレート・ボンド・ファンド（GBP）の機能通貨はGBPであり、2011年6月30日時点の全ての資産および負債はGBPで表示されます。

#### g) オプション契約

各サブ・ファンドは、コール・オプションおよびプット・オプションを売買する権限を有しています。サブ・ファンドがオプションを売買した場合は、支払（または受取）プレミアムに等しい金額が資産または負債として表示されます。次いで、これらの資産または負債の金額はオプションの時価を表示する目的で市場評価されます。オプションの行使により証券が売買された場合は、関連する支払（または受取）プレミアムは購入証券のベースヘ加算（または減算）されるか、売却証券の収益から減算（または加算）されます。オプションが満期になる（またはポートフォリオが取引終了する）場合は、各サブ・ファンドは、支払（または受取）プレミアムに応じて当該オプションに係わる利得または損失を実現させます（または取引の最終コストが支払（または受取）プレミアムを超過する程度に応じて利得または損失を実現させます）。実現純利益（または純損失）および未実現評価益（または評価損）の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「オプション契約に係わる実現純利益（または純損失）」および「オプション契約に係わる未実現評価益（または評価損）の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

#### h) クレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・指標スワップ

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）とは、プロテクション（保証）の買い手がフィー（通常は元本金額に対する1年当たりのベイス・ポイントで表示されます）を支払う代わりに、対象企業に係わる破産、延滞、または債務再編などのクレジット・イベントの発生によりプロテクションの売り手から支払いを受けるという2者間の金融契約です。クレジット・イベントおよび偶発支払額を決定するのに使用する精算方法は取引時に関係者間で協定します。

クレジット・イベントが宣告されると、プロテクションの買い手は契約を精算する権利を持ちます。通常、精算は実物で行われます。プロテクションの買い手は契約の額面額まで参照組織の社債を引き渡す権利を持ちます。それと引き替えに、プロテクションの買い手はこれらの負債と等しい金額を受け取ります。プロテクションの売却は、社債または代替的な負債の購入と等価のシンセティック（合成値）です。プロテクションの購入は、社債またはその他のクレジット商品のシンセティック型の空売りまたはヘッジと等価です。

クレジット指標によるクレジット・デフォルト・スワップ契約（CDIS）とは、クレジット指標を構成する参照組織に係わる債権切捨て、元本不足、金利不足、または全額または一部の支払不能というイベント発生時に、特約したリターンを受け取る権利と交換に当事者の一方が他方に対して一連の支払いをすることを意味します。クレジット指標とは、全体としてクレジット市場のある部分を代表するように作成されたクレジット商品または債権バスケットのリストです。指標の構成要素は、投資対象証券、ハイイールド債券、アセット・バックド証券（ABS）、新興市場、または/および各セクターでの様々な信用格付けなど（それらに限定されませんが）を含んでいます。クレジット指標は、固定スプレッドと標準満期日により標準化された条件のCDSを使用して取引されます。クレジット・デフォルト・スワップ指標は、指標中のすべての企業に関係を持ち、万が一債務不履行が発生した場合は、当該イベントは指標に占める当該企業の比重に基づき精算されます。指標の構成は定期的に変更され、ほとんどの指標では各企業は同じ比重を持ちます。各サブ・ファンドは、CDISをCDSのポートフォリオまたはクレジット指標によるCDS付きの社債のヘッジのために利用していますが、そのほうが同じ効果を実現するために多数のCDSを購入するよりも安価になります。CDISは、社債保有者を債務不履行から守るための基準です。トレーダーは、それを利用してクレジットの質の変化に投資しています。

実現純利益（または純損失）および未実現評価益（または評価損）の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「CDSおよびCDISに係わる実現純利益（または純損失）」および「CDSおよびCDISに係わる未実現評価益（または評価損）の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

## i) トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップとは、契約の各当事者が計算の基礎としての想定元本金額に基づく一連の利息支払に関して資産のトータルな成果を交換することに合意した2者間の契約です。実現純利益（または純損失）および未実現評価益（または評価損）の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「トータル・リターン・スワップに係わる実現純利益（または純損失）」および「トータル・リターン・スワップに係わる未実現評価益（または評価損）の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

## j) 金利スワップおよびクロス・通貨スワップ

各サブ・ファンドは、投資目的を追求する通常の過程において金利リスクにさらされています。仮にサブ・ファンドが固定金利の社債を保有しているとすると、金利が上昇すればこれらの社債の価値は下落します。当該リスクをヘッジし、市場レートでの利益生成力を保持する一助としてサブ・ファンドは金利スワップ契約を締結するでしょう。

金利スワップとは、契約の各当事者が、計算の基礎となり通常は交換されない想定元本金額に基づき一連の金利支払を別の一連の金利支払（通常は固定と変動）と交換することに合意した2者間の契約です。

クロス通貨スワップとは、異なる2種類の通貨を交換する2者間の契約ですが、後日約定した交換レートで反対取引をする合意があります。契約開始日の通貨の交換は、その時点のスポットレートで行われます。満期日における再交換は、同じ交換レート、約定レート、またはその時点のスポットレートなどで行われます。金利支払がある場合は、契約開始時点における2通貨の適用金利に基づき契約当事者間で支払が実行されます。

実現純利益（または純損失）および未実現評価益（または評価損）の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「金利スワップおよびクロス・カレンシー・スワップに係わる実現純利益（または純損失）」および「金利スワップおよびクロス・カレンシー・スワップに係わる未実現評価益（または評価損）の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

## k) バリアンス・スワップおよびボラティリティ・スワップ

いくつかのサブ・ファンドは、バリアンス・スワップおよびボラティリティ・スワップ契約に投資しています。バリアンス・スワップ契約とは、特定の資産に係わる測定されたバリアンス（またはボラティリティ・スワップの場合はボラティリティ）を基礎としてキャッシュフローを交換することを合意した2者間の契約です。契約の各当事者は「固定金利」またはストライク価格の支払いと「変動価格」または想定元本金額に対して対象資産に係わる実現した価格バリアンスとを交換することに合意をします。通常、開始時においてストライク価格はスワップの公正価値がゼロとなるように選択されます。満期日にキャッシュフローの純額が交換されます。ペイオフ金額は、対象資産に係わる実現した価格バリアンスとストライク価格の差に想定元本金額を乗じたものです。実現した価格バリアンスの受け手としてのサブ・ファンドは、対象資産の実現した価格バリアンスがストライク価格よりも大きい場合にはペイオフ金額を受け取り、バリアンスがストライク価格よりも小さい場合にはペイオフ金額を支払います。実現した価格バリアンスの払い手としてのサブ・ファンドは、対象資産の実現した価格バリアンスがストライク価格よりも大きい場合にはペイオフ金額を支払い、バリアンスがストライク価格よりも小さい場合にはペイオフ金額を受け取ります。この種類の契約は、本質的にみて対象資産に係わる将来の実現価格バリアンス（またはボラティリティ）の先物契約です。

## l) アセット・スワップ

アセット・スワップは、金利スワップと債券を関連づけ、債券のキャッシュフローの態様を変更するために使用されます。アセット・スワップは対象資産のキャッシュフローの特性を変換する為に使用することが出来ます。これにより、サブ・ファンドは通貨、信用および金利の各リスクをヘッジし、より適切なキャッシュフローの特性を持つ合成投資を創出することが出来ます。アセット・スワップのパッケージには、サブ・ファンドが債券を取得し、その後当該債券を売却した銀行との間で金利スワップを結ぶという取引もあります。これにより債券の固定金利のクーポンはLIBORベースの変動金利のクーポンに変わります。

アセット・スワップの結果として生じる実現損益および未実現の増減価の変動は「事業及び純資産変動結合計算書」に、それぞれ「アセット・スワップによる実現純損益」および「アセット・スワップによる未実現増減価の純変動額」として収容されます。

## m) 譲渡可能定期預金証書

譲渡可能定期預金証書（CD）とは、銀行または他の金融機関に預けた一種の定期預金です。サブ・ファンドは当該CDの満期に至るまで固定金利の利息を受け取ることが出来ます。満期迄の長さは、1か月から両当事者が合意すれば3年以上にもわたる事があります。一般に満期迄の期間が長くなるほど、金利は高くなります。満期日前にCDを解約すると、通常は金利の逸失という形のペナルティーが発生します。

CD関連の取引の結果として生じる実現損益および未実現の増減価の変動は「事業及び純資産変動結合計算書」に、それぞれ「投資による実現純損益」および「投資による未実現増減価の純変動額」として収容されます。

#### n) リパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約取引

各サブ・ファンドは、証券の購入と売却からなるリパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約取引を付随的に行うことがあります。リパーチャス契約では、一定の期日に予め合意した金額で証券を買い戻す契約の下で、サブ・ファンドは自ら保有する証券を金融機関へ売却します。典型的なリバース・リパーチャス契約取引の条件では、サブ・ファンドは合意された日に合意された価格で売り手の債務を買い戻し、再売却することを条件として、対象となる債務（担保）を占有します。リパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約はともに名目価値で評価されます。

#### o) タームローン

サブ・ファンドは、融資残高の全部または一部の譲受けや移転、あるいは参加という方法により金融機関からの固定金利および変動金利の融資へ投資します。サブ・ファンドは、マネーマーケット商品に該当する融資に限って投資をします。ローン・パーティシペーション（融資参加）を購入する場合は、サブ・ファンドは法人債務者の経済リスクおよび仲介銀行または他の金融機関の信用リスクを引き受けます。サブ・ファンドが投資するローン・パーティシペーションまたはアサインメント（譲受け）は、国際的に公認された格付け機関によって格付けされていないものがあります。アサインメントの購入に際しては、サブ・ファンドは法人債務者の信用リスクのみを引き受けます。タームローンの価値は、予見できる購入価格および売却価格を基礎として取締役会によって公正かつ公平に決定されます。実現純利益（または純損失）および未実現評価益（または評価損）の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「投資に係わる実現純利益（または純損失）」および「投資に係わる未実現評価益（または評価損）の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

#### p) 現金および現金同等物

現金およびその他の流動資産は、発生利息を勘案した額面価格で評価されます。当座貸越勘定にも利息が発生します。銀行預金は全額ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社に、オーバーナイト預金は取締役会が承認した第3者金融機関または直接サブ・カストディアンに預けてあります。

#### q) 利息収支

利息収支は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において発生基準で認識されています。

#### r) 設立費用

サブ・ファンドの設立費用は、5年間にわたり定額法で償却されます。これらの費用は、当初のサブ・ファンド2本の間で均等に分割されました。それ以降の各サブ・ファンドは、それぞれの設立費用を負担します。

### 3. 税務上の取り扱い

現在の法律および慣習の下では、本ファンドにルクセンブルグの税金は課されません。また、本ファンドが支払う分配金にルクセンブルグの源泉徴収税は課されません。しかしながら、本ファンドは、ルクセンブルグにおいて、その純資産に関して年0.01%のルクセンブルグの年次税（"taxe d'abonnement"）を課され、この税金は四半期ごとに支払われるもので、該当する四半期末の本ファンドの純資産の評価総額を基に計算されます。この税金は、本ファンドの資産のうち、その他のルクセンブルグの集団投資事業に投資された部分には適用されません。設立時に1回のみ支払われた1,250ユーロの税金以外は、本ファンドの株式発行に際して、ルクセンブルグにおいては印紙税その他の税金は課されません。

本ファンドの資産の実現・未実現キャピタル・ゲインに対しては、ルクセンブルグでは税金は課されません。

本ファンドが受領した金利収入は、発生国の回収不能の源泉徴収税の対象となる可能性があります。投資家は、国籍国または居住国の法律に基づいて適用される課税に関しては専門アドバイザーに相談してください。

### 4. 分配方針

各サブ・ファンドおよび各クラスの方針としては、すべての収益およびキャピタル・ゲインを再投資するため、分配金の支払いは行いません。しかし、取締役会は、いずれの会計年度においても、分配金の支払を行うことが適切であると取締役会が考える場合には、年次総会において各サブ・ファンドまたは各クラスの株主に対して、各サブ・ファンドまたは各クラスの当期における純投資収益の全部または一部から分配金を支払うよう提案することもできます。取締役会は、当該分配金を控除した後のファンドの資本金がルクセンブルグの法律が要求する最低資本金を上回る場合にのみ、分配金の支払いを提案することができます。2011年6月30日に終了した計算期間中に支払われた分配金は以下の通りです。

サブ・ファンド	クラス	分配日	1口当たり 分配金（米ドル）
ブルーベイ・ストラクチャード・ ファンド：SIMブルーベイ・エマ ージング・マーケット・ローカル・ カレンシー・ボンド・ファンド	ベースクラスI	2010年7月30日	0.693
		2010年8月31日	0.724
		2010年9月30日	2.330
		2010年10月29日	2.288
		2010年12月31日	0.911
		2011年2月28日	0.829
		2011年3月31日	1.466
		2011年5月3日	2.047
		2011年5月31日	0.525
		2011年6月30日	3.141

## 5. 運用顧問報酬

本ファンドは、ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーと契約を締結し、その契約に基づいて同社は投資顧問兼アドバイザーに任命されました。ブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーは、英国で設立され、金融サービス庁（FSA）による認可・規制を受けています。本ファンドは、投資顧問兼アドバイザーに対して、運用中の各サブ・ファンドまたは各クラスの純資産の一定の割合として計算される運用顧問報酬を支払います。投資顧問兼アドバイザーの報酬は、各評価日に発生し、下記の利率で毎月後払いで支払われます。

サブ・ファンド	株式クラス	利率
ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド： SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カ レンシー・ボンド・ファンド	ベースクラスI	0.80%

運用会社は、ファンドの英文目論見書に記載される費用を超過した実際の管理費用をサブ・ファンドに課することに同意しています。

## 6. 成功報酬

投資家が成功報酬支払株式クラスの株式を購入した場合、投資顧問兼アドバイザーは、株主が所有する株式に基づいて計算される成功報酬を受け取る権利を有します。そのため、各株主は株式持分に比例した成功報酬を支払います。12ヶ月終了時の各期間に対して、各持ち株に対し計算される成功報酬は、当該サブ・ファンドの6月の最終評価日（以下「計算期間」といいます。）に支払われます。

各計算期間に対する各持ち株の成功報酬は、一株当たり基準累積相対利益を上回る計算期間中の一株当たり累積相対利益における上昇分の20%です。

一株当たり基準累積相対利益は、株式発行時点の一株当たり累積相対利益の中で最も大きく、かつ、かかる持ち株が所有されていた期間のいずれの前計算期間末（もしあれば）に達成された一株当たり累積相対利益が最も高いものとします。

成功報酬は株式クラスごとに計算され、サブ・ファンドにより投資顧問兼アドバイザーに支払われます。詳細はファンドの英文目論見書の成功報酬の項をご参照下さい。

## 7. 取締役の報酬

取締役の報酬は、1人当たり年間5,000ユーロです。投資顧問兼アドバイザーに任命された本ファンドのオフィサーである取締役会の各メンバーは、取締役の報酬を放棄しています。

## 8. 関係者との取引

本ファンドの取締役であるJordan Kitsonは、本ファンドの投資顧問兼アドバイザーのオフィサーです。

本ファンドの取締役であるNicholas Williamsは、本ファンドの投資顧問兼アドバイザーに任命されたブルーベイ・アセット・マネジメント・ピーエルシーの取締役です。

投資顧問兼アドバイザーに対して行われるすべての支払いの詳細については、上記の注記5および注記6に記載されています。

本ファンドの取締役であるClaude Niednerは、ルクセンブルグの本ファンドのリーガル・アドバイザーであるArendt & Medernachのパートナーです。Arendt & Medernachに対するすべての支払いは、実際に提供されるサービスに対するものです。

## 9. ポートフォリオ構成の変動報告書

2011年6月30日に終了した年度に関する投資のポートフォリオの変動を示す報告書は、本ファンドの登記上の事務所から無料で入手することができます。

## 10. 投資取引

各サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的として、また市場リスクをヘッジするために、先物外国為替契約、金融先物契約およびオプション取引を含めて様々なポートフォリオ戦略を実施します。また各サブ・ファンドは、債券・株式指数や指数ポートフォリオに関するオプション契約も行うことができます。各サブ・ファンドは、通貨オプション、先物契約および先物外国為替契約を利用することによって、ファンドの基準通貨である各通貨に不利な為替レートの変動に対して投資のヘッジを図ることができます。

各サブ・ファンドは、金利変動をヘッジする目的で、金利先物契約の売却、金利のコール・オプションの売却またはプット・オプションの購入、あるいはスワップ契約の締結を行うことができます。各サブ・ファンドは、証券貸付業務に従事し、リパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約を締結し、クレジット・リスクをヘッジするためのクレジット・デフォルト・スワップ取引を締結することができます。

各サブ・ファンドが締結できるデリバティブ取引の種類は、目論見書の付属資料に詳述されています。下の表は各サブ・ファンドが期末日現在で保有するデリバティブ商品の概要を示しています。

### 先物外国為替契約

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド

（2011年6月30日現在）

購入 通貨	購入金額	売却 通貨	売却金額	償還日	未実現利益 （米ドル）
EUR	17,370,000	USD	(24,604,171)	2011/07/27	564,052
EUR	17,260,000	USD	(24,467,258)	2011/07/27	541,581
BRL	80,784,143	USD	(51,356,734)	2011/07/05	353,391
BRL	28,100,520	USD	(17,640,000)	2011/07/05	347,211
EUR	8,630,000	USD	(12,235,700)	2011/07/27	268,719
RUB	420,083,200	USD	(14,800,000)	2011/07/27	225,031
BRL	13,909,700	USD	(8,680,000)	2011/07/05	223,633
KRW	18,667,087,500	USD	(17,250,000)	2011/07/27	221,007
HUF	1,624,152,188	USD	(8,625,000)	2011/07/27	220,546
PLN	105,447,221	USD	(38,115,061)	2011/07/27	205,192
MYR	52,658,212	USD	(17,250,000)	2011/07/27	196,217
ZAR	129,955,987	USD	(18,912,455)	2011/07/27	196,078
EUR	8,625,000	USD	(12,304,252)	2011/07/27	192,923
ZAR	79,200,458	USD	(11,464,288)	2011/07/27	181,228
BRL	14,023,680	USD	(8,800,000)	2011/07/05	176,591
PLN	40,067,073	USD	(14,400,702)	2011/07/27	159,951
EUR	4,340,000	USD	(6,147,480)	2011/07/27	140,953
HUF	822,733,800	USD	(4,340,000)	2011/07/27	140,818
SEK	55,351,597	USD	(8,620,000)	2011/07/27	140,730
ILS	30,090,863	USD	(8,690,000)	2011/07/27	140,435

EUR	13,650,000	USD	(19,638,460)	2011/07/27	139,677
EUR	8,680,000	USD	(12,443,341)	2011/07/27	133,566
EUR	4,340,000	USD	(6,156,420)	2011/07/27	132,013
EUR	4,340,000	USD	(6,157,288)	2011/07/27	131,145
MXN	102,808,482	USD	(8,620,000)	2011/07/27	130,310
EUR	9,320,000	USD	(13,379,298)	2011/07/27	124,895
EUR	8,680,000	USD	(12,453,673)	2011/07/27	123,194
TRY	26,541,331	USD	(16,154,188)	2011/07/27	120,879
PLN	12,245,310	USD	(4,340,000)	2011/07/27	110,031
CLP	6,460,858,800	USD	(13,640,000)	2011/07/27	108,505
HUF	2,162,994,419	EUR	(8,055,845)	2011/07/27	107,720
HUF	2,162,994,419	EUR	(8,058,396)	2011/07/27	104,023
EUR	8,620,000	USD	(12,388,147)	2011/07/27	101,783
BRL	7,033,950	USD	(4,410,000)	2011/07/05	92,448
EUR	8,690,000	USD	(12,505,084)	2011/07/27	86,272
KRW	9,373,034,000	USD	(8,690,000)	2011/07/27	82,464
ZAR	51,075,027	USD	(7,430,176)	2011/07/27	79,819
ZAR	50,845,232	USD	(7,396,531)	2011/07/27	79,676
MXN	49,511,357	USD	(4,142,400)	2011/07/27	71,647
ZAR	43,282,272	USD	(6,292,766)	2011/07/27	71,394
PLN	12,055,162	USD	(4,312,500)	2011/07/27	68,430
INR	782,178,800	USD	(17,240,000)	2011/10/05	67,649
PLN	34,549,555	EUR	(8,620,000)	2011/07/27	65,619
MXN	88,166,146	USD	(7,441,940)	2011/07/27	62,121
ILS	14,886,750	USD	(4,312,500)	2011/07/27	56,151
SEK	58,780,473	USD	(9,249,412)	2011/07/27	54,021
INR	774,420,840	USD	(17,240,000)	2011/07/27	53,647
EUR	4,310,000	USD	(6,191,875)	2011/07/27	53,090
GBP	8,690,000	USD	(13,904,000)	2011/07/27	43,427
PLN	46,101,081	EUR	(11,535,364)	2011/07/27	39,313
PLN	46,101,081	EUR	(11,537,096)	2011/07/27	36,804
GBP	8,610,000	USD	(13,782,483)	2011/07/27	36,544
INR	369,635,000	USD	(8,221,419)	2011/07/27	32,927
USD	8,690,000	TRY	(14,121,684)	2011/07/27	30,624
ZAR	20,139,216	USD	(2,940,976)	2011/07/01	29,848
MXN	101,586,700	USD	(8,620,000)	2011/07/27	26,321
CNY	55,463,370	USD	(8,615,000)	2012/02/10	25,874
CNY	55,463,370	USD	(8,615,000)	2012/02/10	25,874
HUF	370,254,000	EUR	(1,380,000)	2011/07/27	16,950
CNY	55,436,082	USD	(8,620,000)	2012/02/08	15,831
EUR	690,000	TRY	(1,605,713)	2011/07/27	15,155
CNY	55,426,600	USD	(8,620,000)	2012/02/08	14,353
CNY	27,709,563	USD	(4,305,000)	2012/02/10	11,991
RON	37,030,234	EUR	(8,737,461)	2011/07/27	11,876
USD	6,985,522	GBP	(4,345,000)	2011/07/27	11,809
CNY	27,859,220	USD	(4,330,000)	2012/02/17	11,700
CNY	27,854,890	USD	(4,330,000)	2012/02/17	11,026
CNY	27,854,890	USD	(4,330,000)	2017/02/12	11,026
EUR	686,904	TRY	(1,605,713)	2011/07/27	10,669
COP	1,991,695,398	USD	(1,113,924)	2011/07/27	8,931
USD	6,981,611	GBP	(4,345,000)	2011/07/27	7,898
HUF	74,846,058	USD	(400,589)	2011/07/27	7,042
INR	369,635,000	USD	(8,260,000)	2011/07/08	6,201
COP	2,130,794,500	USD	(1,195,229)	2011/07/27	6,045



USD	5,949,489	MXN	(69,857,706)	2011/07/27	3,709
EUR	8,610,000	USD	(12,471,757)	2011/07/27	3,683
USD	5,654,170	MXN	(66,394,094)	2011/07/27	3,188
PLN	17,243,276	USD	(6,263,449)	2011/07/27	2,877
TRY	1,605,713	EUR	(678,346)	2011/07/27	1,731
ZAR	29,518,076	USD	(4,340,000)	2011/07/27	294
				合計	<u>7,970,017</u>

購入 通貨	購入金額	売却 通貨	売却金額	償還日	未実現損失 (米ドル)
USD	24,408,346	EUR	(17,280,000)	2011/07/27	(629,472)
USD	24,427,094	EUR	(17,280,000)	2011/07/27	(610,724)
USD	11,642,204	BRL	(19,066,438)	2011/07/05	(562,269)
USD	17,390,000	BRL	(27,991,814)	2011/07/05	(527,628)
USD	7,390,000	BRL	(12,123,295)	2011/07/05	(370,150)
USD	51,003,310	BRL	(80,784,143)	2011/08/02	(339,879)
USD	8,690,000	BRL	(14,064,765)	2011/07/05	(312,890)
USD	9,007,053	SEK	(58,780,473)	2011/07/27	(296,380)
USD	8,830,000	BRL	(14,202,172)	2011/07/05	(260,845)
USD	24,908,667	EUR	(17,370,000)	2011/07/27	(259,556)
USD	8,830,000	BRL	(14,189,810)	2011/07/05	(252,932)
USD	12,347,795	EUR	(8,690,000)	2011/07/27	(243,561)
USD	8,900,000	BRL	(14,266,700)	2011/07/05	(232,149)
USD	8,700,000	BRL	(13,937,400)	2011/07/05	(221,363)
USD	12,301,449	EUR	(8,625,000)	2011/07/27	(195,726)
USD	18,692,903	EUR	(13,030,000)	2011/07/27	(186,887)
USD	8,800,000	BRL	(14,009,600)	2011/07/05	(167,579)
USD	11,006,065	ZAR	(75,890,119)	2011/07/27	(152,704)
USD	11,014,165	ZAR	(75,929,447)	2011/07/27	(150,387)
USD	4,443,142	HUF	(843,086,275)	2011/07/27	(148,520)
TRY	44,866,423	USD	(27,658,104)	2011/07/27	(146,143)
USD	4,863,835	HUF	(919,751,259)	2011/07/27	(145,364)
USD	6,125,069	EUR	(4,320,000)	2011/07/27	(134,385)
USD	6,157,245	EUR	(4,340,000)	2011/07/27	(131,188)
USD	6,887,875	EUR	(4,830,000)	2011/07/27	(110,543)
USD	6,184,326	EUR	(4,340,000)	2011/07/27	(104,107)
USD	8,680,000	PHP	(380,704,800)	2011/07/21	(99,168)
USD	8,690,000	KRW	(9,390,414,000)	2011/07/27	(98,730)
USD	2,942,872	HUF	(558,056,757)	2011/07/27	(96,447)
USD	8,625,000	ZAR	(59,312,400)	2011/07/27	(96,206)
USD	2,753,303	HUF	(522,978,893)	2011/07/27	(94,973)
USD	12,401,853	EUR	(8,620,000)	2011/07/27	(88,077)
USD	12,505,866	EUR	(8,690,000)	2011/07/27	(85,490)
GBP	8,690,000	USD	(14,028,180)	2011/07/27	(80,753)
USD	13,870,326	GBP	(8,690,000)	2011/07/27	(77,101)
USD	10,604,082	IDR	(91,613,970,000)	2011/07/27	(76,135)
USD	6,180,928	EUR	(4,310,000)	2011/07/27	(64,037)
USD	6,194,527	PLN	(17,215,581)	2011/07/27	(61,735)
USD	6,189,084	EUR	(4,312,500)	2011/07/27	(59,503)
USD	4,295,355	ZAR	(29,581,594)	2011/07/27	(54,278)
USD	4,310,000	KRW	(4,660,359,900)	2011/07/27	(51,751)
USD	9,875,536	COP	(17,608,080,000)	2011/07/27	(51,342)
KZT	604,523,250	USD	(4,185,000)	2011/09/02	(42,254)

USD	4,940,839	PHP	(216,062,900)	2011/07/27	(40,139)
ZAR	58,847,811	USD	(8,690,000)	2011/07/27	(37,106)
USD	2,925,235	ZAR	(20,108,649)	2011/07/27	(31,511)
USD	8,610,000	ZAR	(58,761,958)	2011/07/27	(30,270)
USD	4,345,000	TRY	(7,131,014)	2011/07/27	(27,717)
USD	2,939,982	ZAR	(20,176,114)	2011/07/27	(26,683)
USD	8,239,746	INR	(369,635,000)	2011/07/08	(26,455)
USD	4,345,000	TRY	(7,128,233)	2011/07/27	(26,012)
CZK	105,136,500	EUR	(4,340,000)	2011/07/27	(24,606)
USD	877,622	EUR	(620,000)	2011/07/27	(20,726)
USD	2,940,976	ZAR	(20,139,216)	2011/07/27	(20,264)
USD	3,137,674	PLN	(8,682,100)	2011/07/27	(17,462)
TRY	1,605,713	EUR	(691,218)	2011/07/27	(16,920)
USD	8,610,000	TRY	(14,065,382)	2011/07/27	(14,852)
USD	12,945,607	CNY	(83,172,933)	2012/02/10	(12,258)
USD	4,829,783	RON	(14,145,950)	2011/07/27	(11,058)
USD	8,626,841	CNY	(55,436,082)	2012/02/08	(8,990)
USD	2,422,130	PEN	(6,698,400)	2011/07/27	(8,893)
JPY	694,558,109	USD	(8,610,000)	2011/07/27	(8,807)
JPY	694,659,105	USD	(8,610,000)	2011/07/27	(7,557)
USD	661,227	ILS	(2,278,392)	2011/07/27	(7,388)
ZAR	27,751,053	USD	(4,085,002)	2011/07/27	(4,529)
USD	2,430,000	CNY	(15,612,264)	2012/02/17	(3,082)
USD	17,220,000	JPY	(1,390,730,250)	2011/07/27	(2,373)
EUR	4,321,803	CZK	(105,136,500)	2011/07/27	(1,760)
USD	284,489	EUR	(197,500)	2011/07/27	(1,678)
				合計	(8,610,407)

## オプション契約

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド  
(2011年6月30日現在)

通貨	数量	銘柄	償還日	費用 (USD)	時価 (USD)	未実現 利益/(損失) (USD)
USD	21,450,000	C/O USD-TRY 2.02	2013/01/04	285,285	709,995	424,710
USD	34,760,000	P/O USD-MXN 11.80	2011/09/19	364,980	573,540	208,560
EUR	43,980,000	P/O EUR-PLN 3.97	2011/09/08	806,232	420,845	(385,387)
EUR	25,900,000	C/O EUR-USD 1.43	2011/07/13	106,898	364,246	257,348
USD	115,370,000	C/O USD-SAR 3.75	2011/09/22	468,574	166,594	(301,980)
USD	29,760,400	C/O USD-SAR 3.74	2011/09/29	113,088	44,878	(68,210)
EUR	(25,900,000)	P/O EUR-USD 1.39	2011/07/05	(124,061)	(22,531)	101,530
EUR	(43,980,000)	P/O EUR-PLN 3.82	2011/09/08	(179,877)	(95,647)	84,230
EUR	(25,880,000)	C/O EUR-USD 1.45	2011/07/05	(128,613)	(150,088)	(21,475)
USD	(34,760,000)	C/O USD-MXN 12.70	2011/09/19	(330,220)	(163,372)	166,848
				合計	1,848,460	466,174
購入オプション(時価)					2,280,098	135,041
売却オプション(時価)					(431,638)	331,133

## 金利スワップ

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド  
(2011年6月30日現在)

時価

通貨	額面金額	償還日	支払金利	受取金利	(USD)
BRL	408,800,000	2012/01/02	11.38%	11.38%	1,092,601
ZAR	342,310,000	2013/01/30	7.33%	7.33%	333,143
ZAR	292,210,000	2013/05/13	7.50%	7.50%	198,958
USD	4,830,000	2021/06/29	3.01%	0.25%	92,229
THB	591,690,000	2016/06/01	3.67%	3.20%	72,896
MXN	67,270,000	2021/06/15	7.15%	4.85%	54,360
USD	4,860,000	2021/06/23	3.10%	0.25%	53,224
BRL	90,030,000	2012/01/02	12.04%	12.04%	29,958
USD	86,000	2011/08/29	9.25%	9.25%	1,316
PLN	26,720,000	2016/07/04	5.27%	4.53%	-
PLN	15,000,000	2021/07/04	4.53%	5.35%	-
USD	4,860,000	2021/06/24	3.09%	0.25%	-
ZAR	32,770,000	2016/06/28	5.58%	7.57%	(7,068)
ILS	19,970,000	2021/06/23	3.48%	3.48%	(9,113)
ZAR	100,050,000	2016/06/29	5.58%	7.55%	(34,323)
BRL	84,650,000	2012/01/02	11.53%	11.53%	(48,071)
BRL	40,930,000	2014/01/02	12.29%	12.29%	(56,677)
CNY	58,980,000	2015/12/22	3.76%	3.76%	(84,981)
BRL	39,730,000	2014/01/02	12.21%	12.21%	(93,284)
THB	1,395,320,000	2013/06/01	3.20%	3.31%	(94,930)
AUD	90,590,000	2013/06/12	5.17%	4.95%	(100,002)
CNY	58,100,000	2015/12/22	3.68%	3.68%	(115,002)
INR	486,505,000	2016/05/27	8.28%	8.28%	(136,117)
				合計	1,149,117

## クロス通貨スワップ

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド  
(2011年6月30日現在)

通貨	額面金額	償還日	支払金利	受取金利	時価 (USD)
USD RUB	56,435,612	2012/10/31	6.61%	17.45%	485,309
USD RUB	51,679,802	2011/10/12	7.50%	17.00%	375,364
USD COP	64,454,231,922	2013/05/11	4.51%	4.51%	338,907
USD RUB	56,435,612	2011/11/14	5.93%	14.70%	335,731
USD COP	42,437,088,159	2013/05/14	4.54%	4.54%	223,118
USD COP	8,350,680,686	2021/08/09	6.77%	6.77%	210,142
TRY USD	(6,661,646)	2016/07/27	8.42%	8.42%	144,287
USD COP	5,566,337,124	2021/08/12	6.73%	6.73%	128,442
USD RUB	191,769,600	2014/03/08	10.50%	14.10%	55,374
				合計	2,296,674

## トータル・リターン・スワップ

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド  
(2011年6月30日現在)

有価証券銘柄	金利	償還日	通貨	数量/額面 (000)	時価 (USD)
Colombia					
Colombian TES	9.25%	2012/08/15	COP	35,467,400	20,866,107
Colombian TES	13.50%	2014/09/12	COP	21,950,188	14,798,362

35,664,469

India					
India Government Bond	8.13%	2022/09/21	INR	776,430	17,045,017
India Government Bond	8.13%	2022/09/21	INR	394,170	8,653,239
India Government Bond	8.13%	2022/09/21	INR	385,760	8,468,614
					34,166,870
Indonesia					
Indonesia Treasury Bond	11.00%	2014/10/15	IDR	25,055,651	(32,493)
Indonesia Treasury Bond	11.50%	2019/09/15	IDR	111,150,000	16,169,833
Indonesia Treasury Bond	12.80%	2021/06/15	IDR	166,091,080	26,295,788
Indonesia Treasury Bond	10.25%	2022/07/15	IDR	50,000,000	6,792,607
Indonesia Treasury Bond	9.50%	2031/07/15	IDR	24,525,244	3,092,288
					52,318,023
Russia					
Russin Federal Bond - OFZ	7.10%	2014/03/13	RUB	208,710	7,633,498
Russin Federal Bond - OFZ	7.35%	2016/01/20	RUB	318,450	11,464,679
					19,098,177
合計					141,247,539

## ボラティリティー・スワップ

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド  
(2011年6月30日現在)

原資産	行使価格	償還日	原通貨	額面金額	時価 (USD)
Goldman Sachs US3M, London	17.50%	2011/09/20	BRL	60,000	380,254
Goldman Sachs US3M, London	17.50%	2011/09/20	BRL	60,000	380,254
Morgan Stanley, London	17.25%	2011/07/13	BRL	109,600	919,788
Morgan Stanley, New York	14.25%	2011/07/08	MXN	55,200	383,124
合計					2,063,420

## 11. 子会社を通じて保有する貸付金

サブ・ファンドであるブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・エンハンスト・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・インカム・ローン・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・ファンドは、ブルーベイ・ハイ・イールド・エンハンスト・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイ、ブルーベイ・ハイ・インカム・ローン・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイおよびブルーベイ・ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイ(以下「子会社」といいます。)各々を通じ、随時、受益者に最善の利益をもたらす金融商品および取締役が決定するその他資産としての適格な貸付金に投資します。

ブルーベイ・ハイ・イールド・エンハンスト・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ルクセンブルグ法に基づき2009年1月28日に設立され、商業および法人登記所にB144 476号のもと登記されています。

ブルーベイ・ハイ・インカム・ローン・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ルクセンブルグ法に基づき2008年11月18日に設立され、商業および法人登記所にB143 293号のもと登記されています。

ブルーベイ・ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ルクセンブルグ法に基づき2011年6月6日に設立され、商業および法人登記所にB161 658号のもと登記されています。

子会社はサブ・ファンドにより所有される完全子会社であり、唯一の目的はサブ・ファンドのため、投資活動のみを実行することです。2011年6月30日現在、子会社を通じて保有される貸付金は、サブ・ファンドの添付書類「投資およびその他の純資産」で開示されます。子会社は、サブ・ファンドの連結純資産計算書および連結株主資本変動計算書で結合されます。

## 12. 後発事象

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：エマージング・マーケット・ポータブル・アルファ・ファンドは、2010年12月13日に運用を終了しました。

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・ポータブル・アルファ・ファンドは、2010年12月29日に運用を終了しました。

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：グローバル・ディバーシファイド・コーポレート・ボンド・ファンド(GBP)は、2011年3月15日に運用を開始しました。

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・ファンドは、2011年5月31日に運用を開始しました。

## 13. 連結財務諸表の承認

連結財務諸表は、2011年10月11日に取締役会で承認されました。

(参考) SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド  
有価証券明細(2012年6月末日現在)

国名	種別	証券銘柄	利率 (%)	償還日	取引 通貨	額面金額	米ドル時価	純資産 比率 (%)
インド	金利スワップ 等	IRS R07.69PNSRO 08/03/16 BCAPLDN LONG	7.69	2016/08/03	INR	447,330,000.00	8,087,244.74	0.78
	金利スワップ 等	IRS PNSROR07.69 08/03/16 BCAPLDN SHORT	8.14	2016/08/03	INR	-447,330,000.00	-8,011,641.44	-0.77
	金利スワップ 等	IRS R07.67PIROA 10/28/16 DEUTLDN LONG	7.67	2016/10/28	INR	573,820,000.00	10,412,020.58	1.01
	金利スワップ 等	IRS PIROAR07.67 10/28/16 DEUTLDN SHORT	8.15	2016/10/28	INR	-573,820,000.00	-10,277,066.36	-0.99
	金利スワップ 等	IRS PIROAR07.66 10/28/16 HSBCLDN SHORT	8.15	2016/10/28	INR	-573,820,000.00	-10,277,066.36	-0.99
	金利スワップ 等	IRS R07.66PIROA 10/28/16 HSBCLDN LONG	7.66	2016/10/28	INR	573,820,000.00	10,410,060.02	1.01
	金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 12/19/13 JPMLDN SHORT	8.69	2013/12/19	INR	-1,460,870,000.00	-26,164,054.80	-2.53
	金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 12/19/13 JPMLDN LONG		2013/12/19	INR	1,460,870,000.00	26,080,907.27	2.52
	金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 03/26/13 MLLDN LONG		2013/03/26	INR	2,711,670,000.00	48,555,817.20	4.69
	金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 03/26/13 MLLDN SHORT		2013/03/26	INR	-2,711,670,000.00	-48,565,774.16	-4.69
	クレジット・ リンク債等	JP MORGAN CH 8% 7/9/12 /INR/	8.00	2012/07/09	INR	147,500,000.00	2,641,580.10	0.26
	トータルリ ターンスワッ プ	TRS IGB 8.13 09/21/22	8.13	2022/09/21	INR	394,170,000.00	6,980,398.78	0.67
	トータルリ ターンスワッ プ	TRS INDIA 8.13% 9/21/22 /INR/	8.13	2022/09/21	INR	385,760,000.00	6,831,465.19	0.66
	トータルリ ターンスワッ プ	IGB 8.13% 9/21/22	8.13	2022/09/21	INR	776,430,000.00	13,749,882.10	1.33

	トータルリ ターンスワッ プ	INDIA 7.8% 11/ 4/2021	7.80	2021/04/11	INR	222,930,000.00	3,842,724.68	0.37
インドネシ ア	クレジット・ リンク債等	EUROPEAN INVT 0% 4/24/13		2013/04/24	IDR	9,808,650,000.00	983,632.41	0.10
	トータルリ ターンスワッ プ	INDOGB 7 3/8 09/15/16	7.38	2016/09/15	IDR	11,912,710,000.00	1,367,112.37	0.13
	トータルリ ターンスワッ プ	INDOGB11 10/15/14 LONG	11.00	2014/10/15	IDR	25,059,000,000.00	3,010,815.17	0.29
	トータルリ ターンスワッ プ	TRS INDOGB 7% 5/15/22 /IDR/	7.00	2022/05/15	IDR	114,440,830,000.00	12,930,564.90	1.25
	トータルリ ターンスワッ プ	TRS INDONESIA GOV 12.8% 6/15/21	12.80	2021/06/15	IDR	166,091,080,000.00	25,660,006.44	2.48
	トータルリ ターンスワッ プ	TRS INDONESIA GOVERNMENT 10.25% 7/15/22 /IDR/ LONG CLEAN PRICING	10.25	2022/07/15	IDR	50,000,000,000.00	6,842,299.71	0.66
	トータルリ ターンスワッ プ	INDOGB11 10/15/14 US3M SHORT	0.47	2015/10/15	USD	-3,138,925.19	-3,138,925.19	-0.30
コロンビア	金利スワッ プ等	RECV CCSCOP20130723DEUTLD LONG	3.72	2013/07/23	COP	30,217,370,000.00	16,772,017.30	1.62
	金利スワッ プ等	RECV CCSCOP20140801DEUTLD LONG	5.40	2014/08/01	COP	30,163,140,000.00	16,452,842.99	1.59
	金利スワッ プ等	RECV CCSCOP20140923RBSLDN LONG	5.25	2014/09/23	COP	66,883,040,000.00	36,229,529.10	3.50
	金利スワッ プ等	RECV CCSUSD20150204DEUTLD LONG	4.90	2015/02/04	COP	38,536,750,000.00	21,613,018.62	2.09
	金利スワッ プ等	RECV CCSUSD20140429DEUTLD LONG	4.50	2014/04/29	COP	43,193,459,019.61	24,486,804.39	2.37
	金利スワッ プ等	RECV CCSUSD20140430GSLDN 4.33% LONG LEG	4.33	2014/04/30	COP	66,997,436,600.56	36,549,119.70	3.53
	クレジット・ リンク債等	CITIGROUP FUNDING 0% 7/27/20		2020/07/27	COP	13,000,000,000.00	9,855,624.27	0.95
	クレジット・ リンク債等	CITIGROUP FUNDING V/R 10/29/15	0.01	2015/10/29	USD	6,000,000.00	8,332,344.00	0.81
	トータルリ ターンスワッ プ	COLTES 13 1/2 09/12/14 LONG	13.50	2014/09/12	COP	21,950,187,939.00	14,215,722.90	1.37
	トータルリ ターンスワッ プ	TRS COLTES 9 1/4 08/15/12	9.25	2012/08/15	COP	35,467,400,000.00	19,969,449.80	1.93
タイ	国債	THAILAND GOV 5.25% 5/12/14	5.25	2014/05/12	THB	903,550,000.00	29,487,534.90	2.85
	国債	THAILAND 4.25% 03/13/13 /THB	4.25	2013/03/13	THB	107,300,000.00	3,403,288.19	0.33
	国債	THAILAND(KINGDOM)	1.20	2021/07/14	THB	386,079,771.00	12,192,779.17	1.18
	国債	THAILAND 3.65% 12/17/21 /THB/	3.65	2021/12/17	THB	87,690,000.00	2,797,286.04	0.27
	国債	THAILAND 3.85% 12/12/25 /THB/	3.85	2025/12/12	THB	102,350,000.00	3,249,374.19	0.31
	国債	THAILAND 3.625% 05/22/15 /TH	3.63	2015/05/22	THB	32,750,000.00	1,042,567.64	0.10
	国債	THAILAND 3.125% 12/11/15 /THB	3.13	2015/12/11	THB	814,160,000.00	25,550,467.97	2.47
中国	金利スワッ プ等	IRS P00.00R00.00 08/11/16 MLLDN SHORT		2016/08/11	CNY	-52,840,000.00	-8,315,890.53	-0.80
	金利スワッ プ等	IRS R00.00P00.00 08/11/16 MLLDN LONG		2016/08/11	CNY	52,840,000.00	8,680,484.37	0.84
	金利スワッ プ等	IRS P00.00R00.00 08/18/16 MLLDN SHORT		2016/08/18	CNY	-55,460,000.00	-8,728,222.72	-0.84
	金利スワッ プ等	IRS R00.00P00.00 08/18/16 MLLDN LONG		2016/08/18	CNY	55,460,000.00	9,112,058.27	0.88
	金利スワッ プ等	IRS R00.00P00.00 09/02/16 BCAPLDN LONG		2016/09/02	CNY	46,210,000.00	7,620,442.88	0.74

金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 09/02/16 BCAPLDN SHORT	2016/09/02	CNY	-46,210,000.00	-7,272,469.74	-0.70
金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 11/09/13 JPMLDN LONG	2013/11/09	CNY	158,040,000.00	25,070,144.54	2.42
金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 11/09/13 JPMLDN SHORT	2013/11/09	CNY	-158,040,000.00	-24,872,129.81	-2.40
金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 11/11/13 MLLDN SHORT	2013/11/11	CNY	-156,360,000.00	-24,607,733.59	-2.38
金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 11/11/13 MLLDN LONG	2013/11/11	CNY	156,360,000.00	24,751,677.27	2.39
金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 11/17/13 HSBCLDN LONG	2013/11/17	CNY	161,240,000.00	25,542,009.85	2.47
金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 11/17/13 HSBCLDN SHORT	2013/11/17	CNY	-161,240,000.00	-25,375,741.65	-2.45
金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 11/18/13 RBSLDN LONG	2013/11/18	CNY	157,300,000.00	24,919,578.84	2.41
金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 11/18/13 RBSLDN SHORT	2013/11/18	CNY	-157,300,000.00	-24,755,669.57	-2.39
金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 12/19/13 MLLDN LONG	2013/12/19	CNY	165,360,000.00	26,025,392.61	2.52
金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 12/19/13 MLLDN SHORT	2013/12/19	CNY	-165,360,000.00	-26,024,141.89	-2.52
金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 12/19/13 RBSLDN LONG	2013/12/19	CNY	162,320,000.00	25,550,626.91	2.47
金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 12/19/13 RBSLDN SHORT	2013/12/19	CNY	-162,320,000.00	-25,545,710.64	-2.47
金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 02/03/14 RBSLDN LONG	2014/02/03	CNY	171,830,000.00	27,244,982.80	2.63
金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 02/03/14 RBSLDN SHORT	2014/02/03	CNY	-171,830,000.00	-27,042,382.08	-2.61
金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 06/19/14 HSBCLDN SHORT	2014/06/19	CNY	-155,460,000.00	-24,466,092.76	-2.36
金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 06/19/14 HSBCLDN LONG	2014/06/19	CNY	155,460,000.00	24,515,320.25	2.37
金利スワップ 等	IRS PUS3MR03.76 12/22/15 MLLDN SHORT	0.47 2015/12/22	CNY	-58,980,000.00	-9,282,195.75	-0.90
金利スワップ 等	IRS R03.76PUS3M 12/22/15 MLLDN LONG	3.76 2015/12/22	CNY	58,980,000.00	9,644,689.53	0.93
金利スワップ 等	IRS PUS3MR03.68 12/22/15 BCAPLDN SHORT	0.47 2015/12/22	CNY	-58,100,000.00	-9,143,702.49	-0.88
金利スワップ 等	IRS R03.68PUS3M 12/22/15 BCAPLDN LONG	3.68 2015/12/22	CNY	58,100,000.00	9,474,946.83	0.92
金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 12/02/13 NOMINTL SHORT	2013/12/02	CNY	-158,070,000.00	-24,876,851.17	-2.40
金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 12/02/13 NOMINTL LONG	2013/12/02	CNY	158,070,000.00	24,980,443.10	2.41
金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 12/02/13 HSBCLDN SHORT	2013/12/02	CNY	-99,300,000.00	-15,627,704.95	-1.51
金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 12/02/13 HSBCLDN LONG	2013/12/02	CNY	99,300,000.00	15,691,665.24	1.52
チリ 金利スワップ 等	IRS PCHPFR04.61 08/23/13 HSBCLDN SHORT	4.85 2013/08/23	CLP	-4,089,920,000.00	-8,142,385.03	-0.79
金利スワップ 等	IRS R04.61PCHPF 08/23/13 HSBCLDN LONG	4.61 2013/08/23	CLP	4,089,920,000.00	8,142,906.39	0.79
金利スワップ 等	IRS PCHPFR04.60 09/06/13 RBSLDN SHORT	4.94 2013/09/06	CLP	-4,009,260,000.00	-7,981,803.70	-0.77
金利スワップ 等	IRS R04.60PCHPF 09/06/13 RBSLDN LONG	4.60 2013/09/06	CLP	4,009,260,000.00	7,982,091.61	0.77
金利スワップ 等	IRS PCHPFR04.60 09/06/13 HSBCLDN SHORT	4.94 2013/09/06	CLP	-4,176,310,000.00	-8,314,373.88	-0.80
金利スワップ 等	IRS R04.60PCHPF 09/06/13 HSBCLDN LONG	4.60 2013/09/06	CLP	4,176,310,000.00	8,314,673.78	0.80
金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 11/09/16 JPMLDN LONG	2016/11/09	CLP	2,171,890,000.00	4,346,818.83	0.42
金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 11/09/16 JPMLDN SHORT	5.25 2016/11/09	CLP	-2,171,890,000.00	-4,323,890.11	-0.42
金利スワップ 等	IRS P00.00R00.00 11/10/16 RBSLDN SHORT	5.24 2016/11/10	CLP	-2,149,980,000.00	-4,280,270.75	-0.41
金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 11/10/16 RBSLDN LONG	2016/11/10	CLP	2,149,980,000.00	4,297,869.35	0.42
金利スワップ 等	IRS R00.00P00.00 01/30/14 DEUTLDN LONG	2014/01/30	CLP	5,379,200,000.00	10,689,141.11	1.03

	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 01/30/14 DEUTLDN SHORT	2014/01/30	CLP	-5,379,200,000.00	-10,709,137.97	-1.04
	金利スワップ等	IRS R00.00P00.00 01/30/14 HSBCLDN LONG	2014/01/30	CLP	5,378,420,000.00	10,681,014.34	1.03
	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 01/30/14 HSBCLDN SHORT	2014/01/30	CLP	-5,378,420,000.00	-10,707,585.11	-1.03
トルコ	金利スワップ等	PAYB CCSUSD20211216NOMINT	6.63 2021/12/16	TRY	-25,605,600.00	-14,156,908.28	-1.37
	クレジット・リンク債等	DEPFA BANK PLC	2020/06/23	TRY	9,000,000.00	1,300,713.22	0.13
	クレジット・リンク債等	TURKEY GOVERNMENT BOND	4.00 2020/04/01	TRY	472,820.00	273,962.16	0.03
	クレジット・リンク債等	TURKEY GOVERNMENT BOND	3.00 2021/07/21	TRY	4,442,189.90	2,401,980.27	0.23
	国債	TURKEY GO 10.5% 01/15/2010.50 2020/01/15 /TRY/	10.50 2020/01/15	TRY	13,340,000.00	8,113,009.34	0.78
	国債	TURKEY GO 9% 03/08/17 /TRY/	9.00 2017/03/08	TRY	38,550,000.00	21,718,610.05	2.10
	国債	TURKEY GO 9.5% 01/12/22 /TRY/	9.50 2022/01/12	TRY	130,750,000.00	76,626,859.07	7.41
ハンガリー	国債	HUNGARY G 6.75% 11/24/17 /HUF/	6.75 2017/11/24	HUF	850,870,000.00	3,627,505.46	0.35
	国債	HUNGARY G 7.5% 11/12/20 /HUF/	7.50 2020/11/12	HUF	847,220,000.00	3,708,246.66	0.36
	国債	HUNGARY GT 8% 2/12/15 /HUF/	8.00 2015/02/12	HUF	469,290,000.00	2,116,836.99	0.20
	国債	HUNGARY (REP OF)	6.50 2019/06/24	HUF	847,220,000.00	3,521,699.92	0.34
	国債	HUNGARY G 6.75% 08/22/14 /HUF/	6.75 2014/08/22	HUF	4,304,200,000.00	18,966,802.13	1.83
	国債	HUNGARY G 7.5% 10/24/13 /HUF/	7.50 2013/10/24	HUF	517,490,000.00	2,308,054.40	0.22
	国債	HUNGARY G 7% 06/24/22 /HUF/	7.00 2022/06/24	HUF	426,850,000.00	1,799,226.86	0.17
フィリピン	クレジット・リンク債等	JP MORGAN CHASE 6% 10/10/12 /PHP/	6.00 2012/10/10	PHP	516,400,000.00	12,361,244.57	1.19
	クレジット・リンク債等	JP MORGAN CHASE &	6.00 2012/10/10	PHP	30,000,000.00	718,120.33	0.07
ブラジル	金利スワップ等	IRS R00.00P00.00 01/02/15 RBSLDN LONG	2015/01/02	BRL	88,410,000.00	45,396,410.43	4.39
	金利スワップ等	IRS P00.00R00.00 01/02/15 RBSLDN SHORT	2015/01/02	BRL	-88,410,000.00	-43,800,936.36	-4.23
	国債	NOTA DO TESOURO 10% 1/1/14/BRL	10.00 2014/01/01	BRL	160,657,000.00	85,595,934.78	8.27
	国債	NOTA DO TESOURO 10% 1/1/17 /BRL/	10.00 2017/01/01	BRL	44,477,000.00	23,690,889.94	2.29
米国	金利スワップ等	RECV CCSRUB V/R 3/8/14	0.47 2014/03/08	USD	-6,810,000.00	-6,810,000.00	-0.66
	金利スワップ等	PAYB CCSRUB20121031JPMLDN	0.47 2012/10/31	USD	-1,780,000.00	-1,780,000.00	-0.17
	金利スワップ等	PAYB CCSCOP20130723DEUTLD SHORT	2013/07/23	USD	-16,909,552.32	-16,909,552.32	-1.63
	金利スワップ等	PAYB CCSCOP20140801DEUTLD SHORT	0.78 2014/08/01	USD	-16,322,045.45	-16,322,045.45	-1.58
	金利スワップ等	PAYB CCSCOP20140923RBSLDN SHRT	2014/09/23	USD	-36,016,715.13	-36,016,715.13	-3.48
	金利スワップ等	RECV CCSUSD20211216NOMINT	0.47 2021/12/16	USD	13,620,000.00	13,554,039.29	1.31
	金利スワップ等	PAYB CCSUSD20150204DEUTLD SHORT	2015/02/04	USD	-21,350,000.00	-21,350,000.00	-2.06
	金利スワップ等	PAYB CCSUSD20140429DEUTLD SHORT	2014/04/29	USD	-24,470,000.00	-24,470,000.00	-2.37
	金利スワップ等	PAYB CCSUSD20140430GSLDN SHORT LEG	0.73 2014/04/30	USD	-36,598,930.00	-36,598,930.00	-3.54
	金利スワップ等	CCS PAYB CCSUSD20170918DEUTLD	2017/09/18	USD	-11,140,000.00	-11,140,000.00	-1.08
	金利スワップ等	PAYB CCSUSD20170925HSBCLD SHORT	2017/09/25	USD	-9,210,000.00	-9,210,000.00	-0.89



ペルー	国債	REPUBLIC 6.95% 08/12/31	6.95	2031/08/12	PEN	10,450,000.00	4,567,642.25	0.44
	国債	PERU REP GDN REGS 7.84%20	7.84	2020/08/12	PEN	23,180,000.00	10,343,837.28	1.00
ポーランド	金利スワップ 等	IRS R04.79PW16M 12/20/13	4.79	2013/12/20	PLN	84,410,000.00	25,265,174.10	2.44
	金利スワップ 等	DEUTLDN LONG						
	金利スワップ 等	IRS PW16MR04.79 12/20/13	5.04	2013/12/20	PLN	-84,410,000.00	-25,292,901.45	-2.44
	クレジット・ リンク債等	DEUTLDN SHORT						
	国債	POLAND GO 2.75% 08/25/23	2.75	2023/08/25	PLN	20,432,620.00	6,091,275.47	0.59
	国債	/PLN/						
	国債	POLAND GOVERNMENT BOND	5.75	2022/09/23	PLN	65,440,000.00	20,476,349.14	1.98
	国債	POLAND GO 5?04/25/37	5.00	2037/04/25	PLN	6,860,000.00	1,970,125.07	0.19
	国債	/PLN/						
マレーシア	国債	POLAND GO 5.25% 10/25/20	5.25	2020/10/25	PLN	34,170,000.00	10,381,135.35	1.00
	国債	/PLN/						
	国債	POLAND GO 5?04/25/16	5.00	2016/04/25	PLN	53,240,000.00	16,138,070.90	1.56
	国債	/PLN/						
	国債	POLAND GO 5.5% 04/25/15	5.50	2015/04/25	PLN	17,280,000.00	5,301,070.93	0.51
	国債	/PLN/						
	国債	POLAND GO 5.75% 10/25/21	5.75	2021/10/25	PLN	118,245,000.00	36,985,000.82	3.57
	国債	/PLN/						
	国債	POLAND GO 4.75% 10/25/16	4.75	2016/10/25	PLN	76,820,000.00	23,060,041.35	2.23
メキシコ	金利スワップ 等	IRS PKL3MR03.44 11/04/16	3.19	2016/11/04	MYR	-67,500,000.00	-21,256,495.04	-2.05
	金利スワップ 等	HSBCLDN SHORT						
	金利スワップ 等	IRS R03.44PKL3M 11/04/16	3.44	2016/11/04	MYR	67,500,000.00	21,466,489.66	2.07
	国債	HSBCLDN LONG						
	国債	MALAYSIAN 5.094% 4/30/14	5.09	2014/04/30	MYR	90,770,000.00	29,672,114.16	2.87
	国債	/MYR/						
	国債	MALAYSIAN 4.262% 9/15/16	4.26	2016/09/15	MYR	35,000,000.00	11,501,889.47	1.11
ロシア	国債	/MYR/						
	国債	MALAYSIAN 3.21% 05/31/13	3.21	2013/05/31	MYR	31,330,000.00	9,888,361.68	0.96
	国債	/MYR/						
	国債	MALAYSIAN 3.58% 09/28/18	3.58	2018/09/28	MYR	49,660,000.00	15,823,798.14	1.53
	国債	/MYR/						
	金利スワップ 等	IRS R06.39PMXIE 04/27/22	6.39	2022/04/27	MXN	174,830,000.00	13,441,951.94	1.30
	金利スワップ 等	RBSLDN LONG						
	金利スワップ 等	IRS PMXIER06.39 04/27/22	4.77	2022/04/27	MXN	-174,830,000.00	-13,021,845.84	-1.26
	国債	RBSLDN SHORT						
国債	MEXICAN BONOS 10% 12/5/24/MXN/	10.00	2024/12/05	MXN	39,150,000.00	4,106,228.12	0.40	
国債	MEX BONOS 10% 11/20/36	10.00	2036/11/20	MXN	51,480,000.00	5,364,735.60	0.52	
国債	/MXN/							
国債	MEX BONOS 7.5% 6/3/27	7.50	2027/06/03	MXN	149,800,000.00	12,722,103.10	1.23	
国債	/MXN/							
国債	MEXICAN BONOS6.5% 6/10/21 /MXN	6.50	2021/06/10	MXN	117,390,000.00	9,488,262.39	0.92	
国債	MEX BONOS 8.5% 11/18/38	8.50	2038/11/18	MXN	13,230,000.00	1,206,421.68	0.12	
国債	/MXN/							
国債	MEX BONOS DE 6.5% 6/9/22/MXN	6.50	2022/06/09	MXN	190,440,000.00	15,409,536.59	1.49	
国債	MEX BONOS 6.25% 6/16/16	6.25	2016/06/16	MXN	471,910,000.00	37,071,650.17	3.58	
国債	/MXN/							
ロシア	金利スワップ 等	CCS RECV CCSUSD20170918DEUTLDO	6.97	2017/09/18	RUB	367,620,000.00	11,174,963.69	1.08
	金利スワップ 等	RECV CCSUSD20170925HSBCLD LONG	6.71	2017/09/25	RUB	291,957,000.00	9,151,772.84	0.88
	金利スワップ 等	RECV CCSRUB 0% 3/8/14	14.10	2014/03/08	RUB	198,579,600.00	5,499,731.35	0.53
	金利スワップ 等	/RUB/						
	金利スワップ 等	RECV CCRUB20121031JPMLDN LONG	17.45	2012/10/31	RUB	58,215,612.00	1,776,160.16	0.17
	クレジット・ リンク債等	VTB CAPITAL SA 6.609? 10/31/12	6.61	2012/10/31	USD	1,780,000.00	1,808,925.00	0.17
	クレジット・ リンク債等	WHITE NIGHTS FIN	10.50	2014/03/08	USD	6,810,000.00	7,644,225.00	0.74
	トータルリ ターンスワッ プ	RFLB 7.35 01/20/16	7.35	2016/01/20	RUB	318,450,000.00	9,749,252.19	0.94
	トータルリ ターンスワッ プ	RUSSIA GOVT BOND OFZ/RUB/	7.10	2014/03/13	RUB	208,710,000.00	6,454,028.34	0.62

	トータルリ ターンスワッ プ	RUSSIA GOVT BD OFZ 6.9% 8/5/16	6.90	2016/08/05	RUB	228,100,000.00	6,852,043.33	0.66
	トータルリ ターンスワッ プ	RFLB 7 1/2 03/15/18 SWAP	7.50	2018/03/15	RUB	179,640,000.00	5,383,085.88	0.52
南アフリカ	金利スワッ 等	IRS PJ13MR07.57 06/28/16 RBSLDN SHORT	5.61	2016/06/28	ZAR	-32,770,000.00	-4,006,847.22	-0.39
	金利スワッ 等	IRS R07.57PJ13M 06/28/16 RBSLDN LONG	7.57	2016/06/28	ZAR	32,770,000.00	4,240,626.52	0.41
	金利スワッ 等	IRS PJ13MR06.98 08/10/16 BCAPLDN SHORT	5.60	2016/08/10	ZAR	-69,360,000.00	-8,480,772.76	-0.82
	金利スワッ 等	IRS R06.98PJ13M 08/10/16 BCAPLDN LONG	6.98	2016/08/10	ZAR	69,360,000.00	8,794,108.99	0.85
	金利スワッ 等	IRS R07.27PJ13M 09/13/15 DEUTLDN LONG	7.27	2015/09/13	ZAR	189,710,000.00	23,727,223.74	2.29
	金利スワッ 等	IRS PJ13MR07.27 09/13/15 DEUTLDN SHORT		2015/09/13	ZAR	-189,710,000.00	-23,196,185.12	-2.24
	金利スワッ 等	IRS R06.20PJ16M 02/13/14 RBSLDN LONG	6.20	2014/02/13	ZAR	433,010,000.00	53,389,870.92	5.16
	金利スワッ 等	IRS PJ16MR06.20 02/13/14 RBSLDN SHORT		2014/02/13	ZAR	-433,010,000.00	-52,944,916.55	-5.12
	金利スワッ 等	IRS PJ13MR06.46 03/06/14 UBSLDN SHORT		2014/03/06	ZAR	-445,460,000.00	-54,467,200.59	-5.26
	金利スワッ 等	IRS R06.46PJ13M 03/06/14 UBSLDN LONG	6.46	2014/03/06	ZAR	445,460,000.00	55,035,368.11	5.32
	国債	REPUBLIC SA 10.5% 12/21/26/ZAR	10.50	2026/12/21	ZAR	280,226,667.00	41,793,714.72	4.04
	国債	REPUBLIC 13.5% 9/15/15 /ZAR/	13.50	2015/09/15	ZAR	300,729,429.00	44,668,198.66	4.32
	国債	REPUBLIC 8.25% 9/15/17 /ZAR/	8.25	2017/09/15	ZAR	5,120,000.00	672,629.46	0.07
	国債	REPUBLIC OF SA 8% 12/21/18/ZAR	8.00	2018/12/21	ZAR	201,000,000.00	26,071,227.44	2.52
	国債	REPUBLIC 7.25% 1/15/20 /ZAR/	7.25	2020/01/15	ZAR	203,450,000.00	25,092,398.84	2.43
	国債	REPUBLIC 6.25% 03/31/36 /ZAR	6.25	2036/03/31	ZAR	57,100,000.00	5,391,197.89	0.52

上記の明細につきましては、ブラウン・ブラザーズ・ハリマンのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

以下の運用状況は平成24年6月末日現在です。

#### <エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）>

資産総額	297,811,061 円
負債総額	1,142,824 円
純資産総額（ - ）	296,668,237 円
発行済口数	282,271,123 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0510 円

#### （参考）SIM ショートターム・マザー・ファンド

##### 純資産額計算書

資産総額	1,065,537,456 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	1,065,537,456 円
発行済口数	1,046,711,125 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0180 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### （1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

##### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

###### 受益権の譲渡

- 1）受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替えの申請をするものとし、
- 2）前記1）の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、
- 3）前記1）の振替えについて、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### （4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### （5）受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

##### （6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

##### （7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### （1）資本金の額

平成24年6月末現在	資本金	495,000,000円
	発行可能株式総数	39,600株
	発行済株式総数	9,900株

最近5年間における資本金の増減はありません。

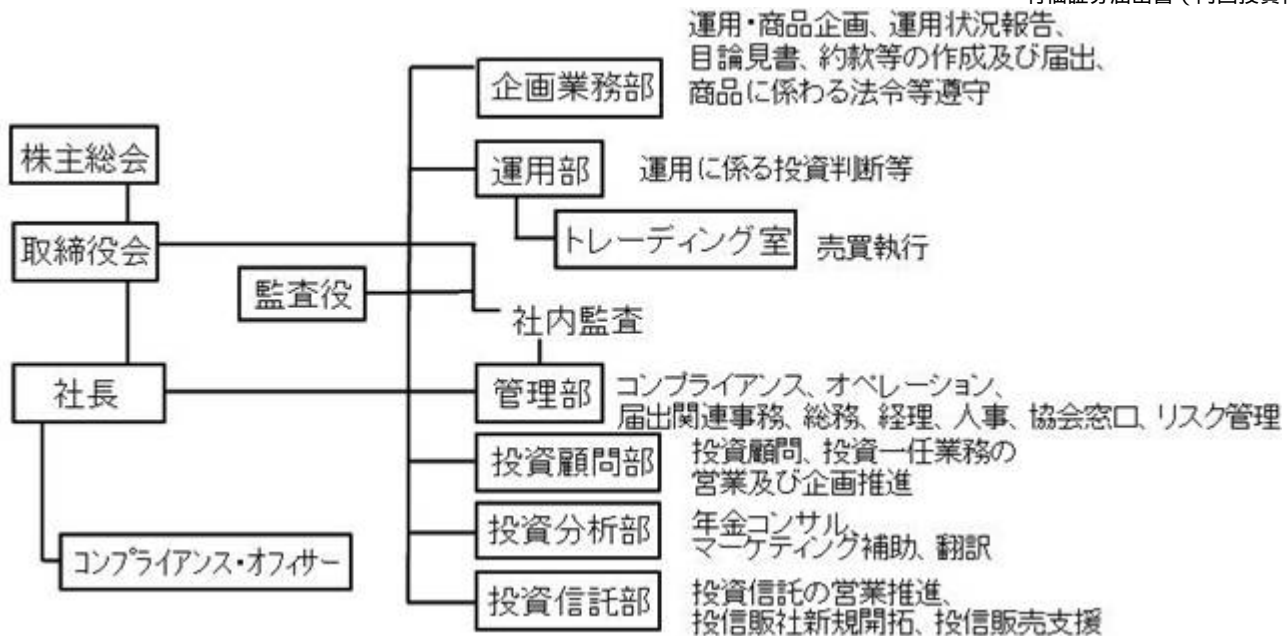
###### （2）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

\* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



### （３）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、企画業務部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年6月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計23本（追加型投資信託17本、単位型投資信託6本）であり、純資産の総額は128,914百万円(百万円未満切捨)です。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

期別		第10期 (平成23年3月31日現在)		第11期 (平成24年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2		748,455		797,088
前払費用			7,918		8,745
未収委託者報酬			189,465		147,167
未収運用受託報酬			22,526		21,488
未収収益			7,545		4,604
繰延税金資産			1,051		979
その他			-		13
流動資産計			976,962		980,087
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	47,094		43,210	
器具備品	1	4,714		3,037	
無形固定資産					
ソフトウェア		5,390		3,388	
商標権		118		43	
投資その他の資産					
差入保証金	2	44,119		44,119	
固定資産計			101,438		93,800
資産合計			1,078,401		1,073,888

期別		第10期 (平成23年3月31日現在)		第11期 (平成24年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			171,204		125,062
未払手数料	2	110,179		83,601	
その他未払金	2	61,025		41,461	
未払費用			10,667		9,858
未払法人税等			3,927		3,948
未払消費税等			2,406		2,726
その他			983		1,030
流動負債計			189,189		142,625
固定負債					
資産除去債務			26,798		27,355
繰延税金負債			9,845		8,568
固定負債計			36,644		35,923



負債合計			225,834		178,549
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		357,566		400,339	
利益剰余金合計			357,566		400,339
株主資本合計			852,566		895,339
純資産合計			852,566		895,339
負債・純資産合計			1,078,401		1,073,888

## (2) 【損益計算書】

期別		第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,571,807		1,377,872	
運用受託報酬		122,817		111,721	
その他営業収益		26,532		20,137	
営業収益計			1,721,157		1,509,732
営業費用					
支払手数料	1	969,557		848,355	
広告宣伝費		34,827		28,754	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		586		563	
調査費		109,811		109,013	
委託計算費		25,355		20,396	
営業雑経費					
通信費		1,840		915	
印刷費		13,862		13,767	
協会費		3,017		2,881	
その他営業雑経費		6,812		8,601	
営業費用計			1,166,270		1,033,849
一般管理費					
給料					
役員報酬		25,290		20,100	
給料・手当		204,317		186,239	
賞与		34,115		27,803	
退職給付費用		35,669		30,274	
交際費		599		1,423	

旅費交通費		10,438		10,096	
租税公課		4,139		3,978	
不動産賃借料		37,458		44,119	
固定資産減価償却費		4,711		7,637	
資産除去債務利息費用		137		556	
諸経費		66,498		72,053	
一般管理費計			423,375		404,281
営業利益			131,511		71,601
営業外収益					
受取利息	1	123		100	
雑収入		3		11	
営業外収益計			126		112
営業外費用					
雑損失		1		2	
営業外費用計			1		2
経常利益			131,636		71,711
特別損失					
固定資産除却損		1,380		-	
移転関連費用	2	12,891		-	
特別損失計			14,271		-
税引前当期純利益			117,365		71,711
法人税、住民税及び事業税	1	42,887		30,144	
法人税等調整額		16,142	59,029	1,206	28,938
当期純利益			58,335		42,772

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第10期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	299,231
	当期変動額	当期純利益 58,335
	当期末残高	357,566
利益剰余金合計	当期首残高	299,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	357,566
株主資本合計	当期首残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

純資産合計	当期首残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

第11期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	357,566
	当期変動額	当期純利益 42,772
	当期末残高	400,339
利益剰余金合計	当期首残高	357,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	400,339
株主資本合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339
純資産合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339

## 〔重要な会計方針〕

項目	内容
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～38年 器具備品 3～20年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

## 〔追加情報〕

第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
--

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第10期 (平成23年3月31日現在)	第11期 (平成24年3月31日現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,281千円</p> <p>器具備品 9,839千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 541,584千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 62,890千円</p> <p>その他未払金 29,399千円</p> <p>当該金額のうち、29,349千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 5,165千円</p> <p>器具備品 11,516千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 506,438千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 46,871千円</p> <p>その他未払金 20,663千円</p> <p>当該金額のうち、20,601千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>

(損益計算書関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 487,624千円</p> <p>受取利息 123千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 29,349千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>2. 移転関連費用12,891千円は、事務所移転に伴い発生した金額であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 384,845千円</p> <p>受取利息 100千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 20,601千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)																				
<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>9,900</td> <td></td> <td></td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>9,900</td> <td></td> <td></td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

(リース取引関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当事項はありません。	該当事項はありません。
-------------	-------------

## （金融商品関係）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に対する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

#### （2）金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

#### （3）金融商品に係るリスク管理体制

##### 信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に関係する会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

##### 運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

##### 市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

##### 流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

#### （1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	748,455	748,455	-
未収委託者報酬	189,465	189,465	-
未収運用受託報酬	22,526	22,526	-
差入保証金	44,119	27,016	17,103
資産計	1,004,567	987,463	17,103
未払手数料	110,179	110,179	-
その他未払金	61,025	61,025	-
負債計	171,204	171,204	-

## (2) 時価の算定方法

### 資産

#### 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

#### 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超

預金	748,455	-
未収委託者報酬	189,465	-
未収運用受託報酬	22,526	-
差入保証金	-	44,119
合計	960,447	44,119

第11期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に対する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

### （2）金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に関する会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

#### 運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

#### 市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

#### 流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	797,088	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	21,488	-
差入保証金	44,119	29,013	15,105
資産計	1,009,864	994,758	15,105
未払手数料	83,601	83,601	-
その他未払金	41,461	41,461	-
負債計	125,062	125,062	-

## (2) 時価の算定方法

資産

## 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

## 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)



	1年以内	5年超
預金	797,088	-
未収委託者報酬	147,167	-
未収運用受託報酬	21,488	-
差入保証金	-	44,119
合計	965,744	44,119

## (有価証券関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p>	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p>

	エマージング・カレン シー・債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTIインド ファンド
営業収益	924,925	345,339

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示していません。

	エマージング・カレン シー・債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTIインド ファンド
営業収益	871,660	266,667

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示していません。

(資産除去債務関係)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)																
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																
1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。	1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。																
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。																
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減																
(単位：千円)	(単位：千円)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期首残高</th> <th>有形固定資産 の取得に伴う 増加額</th> <th>時の経過に よる調整額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>26,661</td> <td>137</td> <td>26,798</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高		26,661	137	26,798	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期首残高</th> <th>有形固定資産 の取得に伴う 増加額</th> <th>時の経過に よる調整額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,798</td> <td></td> <td>556</td> <td>27,355</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高	26,798		556	27,355
期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高														
	26,661	137	26,798														
期首残高	有形固定資産 の取得に伴う 増加額	時の経過に よる調整額	期末残高														
26,798		556	27,355														

(関連当事者情報)

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	487,624	未払手 数料	62,890
							連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	29,349	その他 未払金	29,349
							敷金の返還	29,082	差入 保証金	44,119
							敷金の差入	44,119		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

### 親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第11期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

### 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	384,845	未払手 数料	46,871
							連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	20,601	その他 未払金	20,601
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

### 親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第10期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
流動資産		流動資産	
未払事業税	1,051千円	未払事業税	979千円
小計	1,051千円	小計	979千円
固定資産		固定資産	
資産除去債務	10,904千円	資産除去債務	9,749千円
その他	891千円	その他	524千円
評価性引当額	10,904千円	評価性引当額	9,749千円
繰延税金負債(固定)との相	891千円	繰延税金負債(固定)との相	524千円
殺		殺	
小計	千円	小計	千円
繰延税金資産合計	1,051千円	繰延税金資産合計	979千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
固定負債		固定負債	
建物(除去費用)	10,737千円	建物(除去費用)	9,093千円
繰延税金資産(固定)との相	891千円	繰延税金資産(固定)との相	524千円
殺		殺	
小計	9,845千円	小計	8,568千円
繰延税金負債合計	9,845千円	繰延税金負債合計	8,568千円
差引：繰延税金負債の純額	8,794千円	差引：繰延税金負債の純額	7,588千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳	

法定実効税率 (調整)	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%	
住民税均等割額	0.23%	
評価性引当額の増減	9.29%	
その他	0.11%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.30%	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年4月1日に開始する会計年度から平成26年4月1日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は128千円減少（繰延税金負債は1,199千円減少）し、法人税調整額が1,070千円減少しております。

## (退職給付関係)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

## (1株当たり情報)

第10期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第11期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額 86,117円85銭 1株当たり当期純利益 5,892円47銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 90,438円31銭 1株当たり当期純利益 4,320円45銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

## (重要な後発事象)

第11期

(自 平成23年4月 1日  
至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更

平成19年6月28日に開催された定時株主総会において、公告の方法に関する定款変更、平成19年8月9日および9月28日に開催された臨時株主総会において、目的に関する定款変更、平成22年10月6日に開催された臨時株主総会において、本店の所在地に関する定款変更が決議されました。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### 参考：再信託受託会社の概要

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

- ・名称 株式会社新生銀行
- ・資本金の額 512,204百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 楽天証券株式会社
- ・資本金の額 7,495百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・名称 フィデリティ証券株式会社
- ・資本金の額 5,207.5百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 岩井コスモ証券株式会社
- ・ 資本金の額 13,500百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 マネックス証券株式会社
- ・ 資本金の額 7,425百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 香川証券株式会社
- ・ 資本金の額 555百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 三井生命保険株式会社
- ・ 資本金の額 167,280百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 保険業法に基づき、保険業を営んでいます。

- ・ 名称 内藤証券株式会社
- ・ 資本金の額 3,002百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

- ・ 名称 楽天銀行株式会社
- ・ 資本金の額 25,954百万円(平成24年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・ 名称 東海東京証券株式会社
- ・ 資本金の額 6,000百万円(平成24年3月末現在)



- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 浜銀TT証券株式会社
  
- ・ 資本金の額 3,307百万円(平成24年3月末現在)
  
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 株式会社SBI証券
  
- ・ 資本金の額 47,937百万円(平成24年3月末現在)
  
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について  
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。  
目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。  
委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。  
詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。  
・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等  
・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨  
使用開始日を記載することがあります。  
届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。  
・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法  
・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日  
次の事項を記載することがあります。  
・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨  
・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨  
・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載  
ファンドの形態等を記載することがあります。  
委託会社の名称およびロゴマーク、図案等を採用することがあります。
- (2) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (3) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

# 独立監査人の監査報告書

平成24年7月6日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩本 正	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃	印
--------------------	-------	--------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマーシング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成23年5月24日から平成24年5月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマーシング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成24年5月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩本 正	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。